

(日本語仮訳)

日中韓における
特許無効審判の実務に関する比較研究

(第4回日中韓審判専門家会合 2016年9月5～7日、開催地:東京)

日本語仮訳

目次

はじめに	3
第1章 ユーザーから見た各国の制度や運用についての特徴点と対比	4
1. 攻撃方法と防御方法の機会について	4
2. 書類提出方法について	5
3. 口頭審理に関する実務について	6
4. 審決の予告について	7
第2章 各庁の制度や運用についての対比表	8
第3章 各国の特許無効審判制度の概要	19
1. 日本	19
1. 1 審判部の構成	19
1. 2 特許無効審判制度の概要	20
1. 3 訂正の請求について	26
1. 4 口頭審理について	30
1. 5 特許無効審判から裁判への流れ	32
2. 中国	33
2. 1 審判部の構成	33
2. 2 無効宣告請求制度の概要	34
2. 3 無効宣告手続における専利書類の補正（訂正）について	39
2. 4 口頭審理について	40
2. 5 専利無効宣告請求から裁判までの流れ	42
3. 韓国	43
3. 1 審判部の構成	43
3. 2 特許無効審判制度の概要	44
3. 3 訂正の請求について	50
3. 4 口頭審理について	53
3. 5 特許無効審判から裁判への流れ	56

はじめに

日中韓審判専門家会合（JEGTA Meeting）における比較研究は、日本で開催された第1回審判専門家会合において提案がなされた。これまで、「拒絶査定不服審判」及び「訂正及び統計定義」をテーマとして、3庁が互いに協力して比較研究が行われてきた。

2016年9月に日本で開催された第4回日中韓審判専門家会合（JEGTA Meeting）においては、比較研究のテーマとして「特許無効審判」が採り上げられ、3庁の協力によってこの報告書が完成した。JPOはこの比較研究のホスト庁として、特許無効審判に関して、次のような課題を設定して研究を進めた。

近年、企業の経済活動のグローバル化が進む中で、様々な国において企業が訴訟に巻き込まれるケースが増えてきている。その対抗手段として、外国企業も、様々な国で無効審判を利用する必要性が生じてきている。このため、各国の法律面における単なる制度の比較にとどまらず、ユーザーの目線から見た、各国の無効審判制度の使いやすさや、運用上の相違に着目して、様々な特徴点を見出すことを目的とした。

すなわち、この無効審判制度の比較研究の目的は、以下に示す3点である。

- ・各国の特許無効審判制度の概要を把握すること
- ・制度を比較することで、各国の特徴的な点を見出すこと
- ・ユーザーの目線から見た、制度の使いやすさを検討すること

第1章 ユーザーから見た各国の制度や運用についての特徴点と対比

1. 攻撃方法と防御方法の機会について

特許無効審判は、ある特許権を無効にしたいと考えている者が無効審判を請求することで開始され、その手続は、当事者間の対立構造に基づく攻撃と防御を軸として展開していく。具体的には、無効審判請求人から特許を無効とすべき旨の主張と立証を行い、これに対して被請求人（特許権者）から反論や訂正を行う。そして、審判官で構成される合議体が、両当事者による主張内容を十分に踏まえた上で、最終的にその特許について有効又は無効の旨の審決をする。

このような無効審判の基本的なプロセスにおいて、審判請求人と被請求人としては、アクション可能な機会を的確に捉え、その中で主張と立証を十分に尽くすことが必要である。このような攻撃と防御の機会の観点から、各国の特徴を述べる。

（1）韓国

韓国においては、審判請求がなされると、合議体は、特許権者に対して審判請求書の副本を送付すると共に答弁の機会を与える。これに対して、特許権者は答弁書を提出するとともに、訂正請求を行うことが可能である。訂正請求書が提出されると、合議体は審判請求人に当該訂正請求書の副本を送付し、意見提出の機会を与える。ここでさらに意見書が提出されると、合議体は、特許権者に再び答弁の機会を与える。これによって、特許権者は改めて訂正請求を行うことが可能となる。これらの過程において、無効審判請求人は、訂正請求がなされる度に、無効理由についての新たな証拠を自由に追加することが可能である。

このことから、当事者にとっては、将来的に提示される可能性のあるすべての証拠について一度の無効審判で争うことが可能となる。これは、紛争の一回的解決に資するため、訴訟経済的には全体として効率的であるとの見方もある。また、攻撃と防御がある程度自由になされ得るという点においてバランスが取れているともいえる。しかし、無効理由の根拠となる証拠が後からでも自由に追加できるため、審理において争点の整理が困難となることのみならず、審理期間の長期化を招くことも懸念されている。

（2）中国

中国においては、審判請求がなされると、専利復審委員は、特許権者に対して審判請求書の副本を送付すると共に、意見の陳述を求める。その後、通常は、無効審判請求人と特許権者との間で1～2回程度の「意見陳述書」のやり取りが行われる。ここで、無効審判請求人は、無効審判請求を提出した日から1ヶ月以内に限り、無効理由の追加及び証拠の補充を行うことが可能である。一方で、特許権者が行う訂正については、請求項の削除や併合、技術法案の削除に限られている。特許や実用新案のいかなる訂正も請求項のみの訂正に制限さ

れる。

このように、中国の無効審判は、i) 不規則に無効理由の追加や証拠の補充をすることが許容されないこと、ii) 韓国や日本と比べて訂正の条件が厳しく制限されていること（第2章参照）から、攻撃と防御のバランスがとれているという点で特徴的である。このことにより、当事者及び審判合議体にとっては、無効理由に関する争点の整理が容易となり、かつ審理期間の短縮が図られる仕組みとなっていると考えられる。

（3）日本

日本においては、審判請求がなされると、合議体は、特許権者に対して審判請求書の副本を送付すると共に答弁の機会を与える。これに対して、特許権者は答弁書を提出するとともに、訂正請求を行うことが可能である。これらが、両当事者の基本的な攻撃と防御の方法となっている。

また、合議体が特許無効の判断をした場合は、審決の前に「審決の予告」を行うこととなっており、「審決の予告」を受けた被請求人は、このときも訂正請求を行うことが可能である。

これに対して、無効審判請求人は、特定の要件を満たす場合に限り、審判請求書の請求の理由の要旨を変更する補正、すなわち新たな請求の理由の追加や新たな証拠の追加等を行うことができる。特定の要件とは、例えば、i) 訂正によって無効審判の請求の理由を補正する必要が生じた場合、ii) 審理を不当に遅延するものではない場合である。一見すると、特許権者による訂正請求と無効審判請求人による請求の理由の補正が無制限に繰り返されるように思えるが、請求の理由の補正が極めて限られた場合にしか認められないことから、実務上は大きな問題となっていない。

これらのことから、日本の無効審判においては、i) 無効審判請求書に最初に記載した請求の理由及び ii) その無効理由に対する特許権者による答弁書が、争点の整理において基本となっているため、当事者にとっては、争点の整理が容易であるといえる。これに加えて、i) 一定の要件で特許権者によるクレームの訂正が認められていること、ii) 無効審判の請求の理由の要旨変更もごく限られた条件で認められていることから、当事者にとっては、ある程度、紛争の一回的解決が図られているという点でバランスのとれた制度である。

2. 書類提出方法について

一般に、無効審判の手続においては、庁及び他方当事者に対して多数の書類を提出することが必要となる。これは、両当事者にとって、十分に主張を尽くすためには避けて通れない

作業であるものの、相当負担のかかるものであるといえる。そのような視点から、書類の提出方法について各国の概要を述べる。

(1) 韓国

韓国では、無効審判における書類の提出をすべてオンラインで行うことができる点の特徴である。当事者から庁への提出書類だけでなく、庁からの発送書類についても、オンラインで電子的に送付されるよう整備されており、無効審判手続全体の電子化が進んでいる。また、当事者は、オンラインで電子的に書類を提出することができるため、反対当事者のための副本の作成も不要である。

(2) 中国

中国では、当事者はオンラインで書類を提出することが可能である。なお、当事者は、紙で書類を提出する場合には、正本1通の他にPRB用と相手方用の副本2通を作成して提出する必要がある。一方、庁からの発送書類については、オンラインではなく、紙による送付がなされている。

(3) 日本

日本では、当事者から庁へ提出する書類も、庁から当事者へ発送する書類もいずれも、紙による手続だけであり、正本1通の他、審理用1通と相手方当事者の数だけの副本の提出が必要である。オンラインでの電子的な提出は認められていない。

3. 口頭審理に関する実務について

口頭審理は、審判廷において両当事者が一同に会し、直接、審判官に対して主張を行うことができるという点で、当事者にとっては極めて重要なプロセスであると考えられる。一方で、審判官にとっても、両当事者がいる中で、証拠や争点に関する尋問を行うことができ、審理を効率的に進めることができるという点で大切なプロセスである。ここでは、口頭審理の実施について、各国の概要を述べる。

(1) 韓国

韓国では、当事者からの申出があった場合に口頭審理が行われることとなっている。また、KIPOのソウルオフィスとテジョンオフィスとの間でテレビ会議により行うことが可能であり、さらに審判合議体がソウルオフィスに出張して口頭審理を実施する場合もあるため、ソウルに拠点を有する多くの当事者や特許事務所にとっては利便性が高い。また、口頭審理前における争点の整理のプロセスは、当事者間で主張等を記載した書面を提出し合うこととなされる点の特徴であり、その中で合議体から事前に質問事項を当事者に伝えるこ

とも可能である。もう一つの特徴は、口頭審理において合議体からの心証開示がなされない点である。

(2) 中国

中国では、口頭審理を行うかどうかは合議体が決定でき、また、当事者からの要望があった場合にも口頭審理を行う。口頭審理を実施する場所については、北京のオフィス以外に、当事者の要望に応じて9カ所で巡回審判を行うことが可能である。口頭審理に先立ち、争点を事前に合議体から当事者に伝えることもある。双方の意見が対立しているような場合は、書面において主張したことであっても、通常、口頭で主張する必要がある。なお、各当事者の参加人数が4人までと制限されている点が特徴の一つである。

(3) 日本

日本では、原則として、口頭審理を行うこととなっている。口頭審理における争点を事前に知らせるために、審理事項通知を合議体から両当事者に送付している。審理事項通知は、口頭審理の期日調整のときに、合わせて送付されている。これにより、口頭審理の約2ヶ月前に両当事者へ争点を伝えることができ、口頭審理に向けて両当事者が準備をする期間を十分に確保することができる。

4. 審決の予告について

日本において、無効審判と審決取消訴訟の間のキャッチボール現象を防ぐために、「審決の予告」の制度が導入されている。これは、特許を無効とする審決をする場合に、その前に審決の予告を送付して、特許権者に訂正の機会を与えることを目的とするものである。

「審決の予告」の制度の導入前は、裁判所に審決取消訴訟の提起中に、別途、特許庁に訂正審判を提起することが可能であり、訂正審判が提起されると、知的財産高等裁判所が、審決取消訴訟の対象となった無効審判を特許庁に差し戻すこととなっていた（いわゆる「キャッチボール現象」）。

キャッチボール現象を防ぐために、「審決の予告」の制度の導入とともに、知的財産高等裁判所への審決取消訴訟提起中の訂正審判は禁止されている。

「審決の予告」の制度により、特許権者は、合議体の特許無効という判断結果を踏まえた上で訂正を行うことができるようになっている。

なお、中国と韓国においては、審決の予告のような制度はない。

第2章 各庁の制度や運用についての対比表

(1) 日中韓における特許無効審判の一般的な制度の対比

項目	日本	中国	韓国
名称	特許無効審判	無効宣告請求	無効審判
管轄	特許庁審判部	専利復審委員会	特許審判院
管轄部門のウェブサイト	http://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/index.html	http://www.sipo-reexam.gov.cn/index.htm	http://www.kipo.go.kr/ipt/index.html
請求人	利害関係人 (第123条第2項)	いかなる部門又は個人(専利権者、発明者含む) (専利法第45条)	利害関係人又は審査官(第133条第1項) ただし、特許権の設定登録日から登録公告日後3か月以内は誰でも可(第133条第1項但書)
対象(客体)	特許権	専利権	特許権
根拠条文	特許法第123条	専利法第45条	特許法第133条
請求単位	請求項ごと(第123条第1項)	請求項ごと(実施細則65条)	請求項ごと(第133条第1項)
請求期間	いつでも(特許権消滅後でも可能) (第123条第3項)	登録公告日から可能(存続期間の満了又は終止後も可)(審査指南第4部分第3章3.1)	特許権が消滅した後にも請求することができる(第133条第2項)
請求方法	審判請求書を特許庁に提出(131条第1項)	特許権無効宣告請求書を専利復審委員会に提出(実施細則第65条)	審判請求書を特許審判院長に提出(第140条第1項)
当事者による電子手続	不可(紙での手続のみ)	可(オンラインで電子的に提出)	可(オンラインで電子的に提出)
紙で手続する場合に必要なとされる部数	正本1通 副本:審理用1通及び相手方の数 (つまり副本の数は特許権者数+1通)	オンライン提出の場合は正本1通 紙の場合は2通(復審委員会用と特許権者用)(実施細則64条)	オンライン又は紙で正本1通 (ほとんどの書類はオンライン提出されている)
庁からの電子手続	不可(紙での通知のみ)	不可(紙での通知のみ)	可(オンラインシステムにより)

項目	日本	中国	韓国
証拠の提出	可	可	可
オンラインでの証拠の提出	不可（紙での提出のみ）	可（PDFファイル等で電子的に提出）	可（PDFファイル等で電子的に提出）
請求の理由の記載事項	特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を示さなければならない。（第131条第2項）	提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。（専利法実施細則第65条）	無効の原因と事実
審判請求書の補正（請求の理由部分）	原則として要旨変更補正不可、例外的に可能（第131条の2第2項各号） ・訂正の請求により補正する必要がある ・審判請求時に記載しなかったことに合理的理由かつ被請求人が同意 （上記いずれも審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであること）	請求人は、無効宣告請求の日から1か月以内であれば請求の理由の追加・証拠の補充が可能 （実施細則第67条） クレームが結合の形式で補正されたときは、請求人は応答期間内に請求の理由の追加・証拠の補充が可能	原則として、請求の趣旨の補正は不可。 例外として、請求の理由については要旨変更補正可能（第140条第2項）
審理の方式	原則口頭審理（第145条第1項） ¹	書面審理又は口頭審理（ただし、一部無効となる可能性のある場合、口頭審理をしなければならない）（審査指南第4部分第3章4.4.4）	口述審理又は書面審理（第154条）
無効理由	別表参照	別表参照	別表参照
職権による無効理由の審理	有り（第153条）	有り（審査指南第4部分第1章2.4、及び第4部分第3章4.1）	有り（第159条）
無効審判中の訂正の可否	可能（第134条の2）	可能（審査指南第4部分第3章4.6.2）	可能（第133条の2）

¹ 口頭審理に関する詳細に関しては、別表参照。

項目	日本	中国	韓国
審決の構成の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 結論（訂正の認否、各請求項の有効・無効、費用負担） 2. 事件の経緯 3. 本件特許の認定 4. 訂正の可否の判断 5. 証拠と引用発明の認定 6. 判断 7. むすび 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書誌事項 2. 法的根拠 3. 審決の主要点 4. 事件の概要 5. 審決の根拠 6. 結論 7. 図面（必要な場合） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 結論（訂正の認否、各請求項の有効又は無効、審判費用の負担） 2. 事件の内容及び事実の陳述 <ol style="list-style-type: none"> 2-1. 手続の経緯 2-2. 特許発明の認定 2-3. 証拠と引用発明の認定 3. 両当事者の主張 4. 利害関係の適法性についての判断 5. 訂正の適法性についての判断 6. 判断 7. むすび
無効審決確定の効果	初めから存在しなかったものとみなす（後発無効の場合はその理由に該当することとなったときから）（第125条）	初めから存在しなかったものと見なされる（専利法第47条）	初めからなかったものとみなす。（後発無効の場合はその理由に該当することとなったときから）（特許法第133条第3項）
不服申立	当事者、参加人又は参加を申請して拒否された者に限り東京高等裁判所に出訴可能（第178条第1項、同条第2項）	当事者が人民法院に提訴が可能（専利法第46条第2項）	当事者、参加人、又は審判若しくは再審への参加を申請して拒否された者が特許法院に提訴可能（第186条第1項）
不服申立期間	審決又は決定の謄本の送達があった日から30日以内（第178条第3項）	通知を受領した日から3か月以内（専利法第46条第2項）	審決又は決定の謄本の送達を受けた日から30日以内（186条第3項）
審決取消訴訟における新たな証拠の提出について	原則として、新たな証拠に基づいて無効理由を主張することは許されない。（参照：メリヤス編機事件最高裁判決（最高裁大法廷昭和51年3月10日判決 昭和42年（行ツ）28号，民集30巻2号79頁））	原則として、審決で現れた事実と証拠のみが、専利行政訴訟における裁判所でレビューされる。訴訟で新たに提出された証拠については、許可されず考慮もされない。	自由に新たな証拠を裁判所に提出することが認められる。

項目	日本	中国	韓国
審決取消訴訟において新たに提出する証拠として認められるもの	審判手続において現れていない証拠に基づいて当業者の技術常識を明らかにすることは認められる。(参照：食品包装容器の構造事件最高裁判決(最高裁第一小法廷昭和55年1月24日判決 昭和54年(行ツ)2号, 民集34巻1号80))	例外として 1) 審決後に発見された証拠 2) 審決中の技術常識をさらに説明するための証拠 3) 出願日前の当業者の能力を証明するための証拠	あらゆるタイプの新たな証拠が認められる
審決取消訴訟において新たな証拠提出が可能な期間	裁判所が指定した期間内	裁判所が指定した期間内	裁判長が指定した期間内又は弁解期間内
一事不再理(審決の第三者対抗要件)	当事者及び参加人にのみ有(第三者に審決の効力は及ばない)(第167条)	有(無効宣告請求の決定後、同一の理由と証拠による無効宣告請求は受理されない)(専利法実施細則第66条第2項、審査指南第4部第3章2.1)	有(誰でも同一事実及び同一証拠により再び審判を請求することができない)(第163条)

(2) 日中韓における特許無効審判の無効理由の対比

日本（第 123 条第 1 項各号）	中国（専利法第 45 条、 無効理由は実施細則第 65 条第 2 項）	韓国（第 133 条第 1 項各号）
新規事項の追加違反（第 17 条の 2 第 3 項）	新規事項追加違反（第 33 条）	新規事項追加違反（第 47 条第 2 項前段）
外国人の権利能力違反（第 25 条）	—	外国人の権利能力違反（第 25 条）
非発明（第 29 条第 1 項）	保護適格性違反（第 2 条）、非特許事由（第 25 条）	非発明（第 29 条第 1 項）
産業上利用可能性違反（第 29 条第 1 項柱書）	発明特許の新規性、創造性及び実用性違反（第 22 条）	産業上利用可能性（第 29 条第 1 項柱書）
新規性違反（第 29 条第 1 項）		新規性違反（第 29 条第 1 項）
進歩性違反（第 29 条第 2 項）		進歩性違反（第 29 条第 2 項）
—	外観設計の新規性・進歩性違反（第 23 条）	—
拡大先願（第 29 条の 2）	—	拡大先願（第 29 条第 3 項、同条第 4 項）
公序良俗違反（第 32 条）	公序良俗違反（第 5 条）	公序良俗・公衆衛生を害するおそれ（第 32 条）
共同出願要件違反（第 38 条）	—	共同出願要件違反（第 44 条）
後願特許（第 39 条第 1 項～同 4 項）	後願特許（第 9 条）	後願特許（第 36 条第 1 項～同第 3 項）
条約違反（第 123 条第 1 項第 3 号）	—	条約違反（第 133 条第 1 項第 5 号）
明細書の記載要件違反（第 36 条第 4 項第 1 号）	説明書の記載要件違反（第 26 条第 3 項）	明細書の記載要件違反（第 42 条第 3 項第 1 号）
特許請求の範囲の記載要件違反（第 36 条第 6 項第 1 号～同 3 号）	権利要求書の記載要件違反（第 26 条第 4 項）	特許請求の範囲の記載要件違反（第 42 条第 4 項）
—	必要的技術特徴に係る独立クレームの記載要件違反（実施細則第 20 条第 2 項）	—
—	図面の記載要件違反（第 27 条）	—

日本（第 123 条第 1 項各号）	中国（専利法第 45 条、 無効理由は実施細則第 65 条第 2 項）	韓国（第 133 条第 1 項各号）
原文新規事項（外国語書面に新規事項追加） （第 123 条第 1 項第 5 号）	—	—
冒認出願（第 123 条第 1 項第 6 号）	—	無権利者に特許が付与（第 33 条第 1 項本文）
—	—	特許庁職員及び特許審判院職員による特許権取得（第 33 条第 1 項但書）
後発的無効理由（事後的な外国人の権利能力欠如又は条約違反）（第 123 条第 1 項第 7 号）	—	後発的無効理由（事後的な外国人の権利能力欠如又は条約違反）（第 133 条第 1 項第 4 号）
不適法訂正（第 126 条の訂正要件を満たさない訂正）（第 123 条第 1 項第 8 号）	—	—
—	分割出願時における新規事項追加違反 （実施細則第 43 条第 1 項）	分割出願時における新規事項追加違反 （第 52 条第 1 項）
—	—	変更出願時における新規事項追加違反 （第 53 条第 1 項）
—	秘密保持審査違反（第 20 条第 1 項）	—

(3) 口頭審理に関する制度の対比

項目	日本	中国	韓国
当事者による請求の必要性	不要 ・原則として口頭審理(第 145 条第 1 項)で審理される。 ・請求により書面審理とすることもできる(第 145 条第 1 項)	合議体が自らの判断によって口頭審理の実施を決定する。(専利審査指南第 4 部第 4 章 2) ・当事者が書面にて口頭審理の実施請求を提出(理由の説明が必要)したときは、合議体は口頭審理を実施する。	要 ・審判事件申請書を特許審判院長又は審判長に提出(特許法施行規則第 65 条第 1 項) ・審判長は、職権により口頭審理の開催を判断することができる。
ビデオ会議システム	無し	利用可	利用可(ソウルと大田の審判廷の間を結んで口頭審理が可能)
庁舎内にある審判廷以外の場所での開催	可(当事者の希望により巡回審判を実施)	可(11か所の分署又は他の当事者の居所)	現時点ではソウルにて可 ・当事者の希望に基づいて実施 ・審判長が口頭審理の実施場所を決定することができる
期日の調整方法	・特許庁から当事者又は代理人に対して、期日調整依頼書をファクシミリで送信(審判便覧 33-01)	専利復審委員会から当事者に対して、口頭審理の期日と場所を通知する	・(当事者と協議の上で)審判長が期日及び場所を決定する
期日調整の開始から口頭審理までの平均期間	約2月	通常は、37日程度	約1月
期日の通知	・電話・ファクシミリ等の簡易な方法による。当事者等は期日請書により返信 ・又は、口頭審理期日呼出状を送達(原則として期日の2週間前まで)(審判便覧 33-01)	・通知書により指定(専利審査指南第 4 部第 4 章 4)	・審判長が口頭審理期日指定通知書を当事者及び参加人に送達(特許法第 154 条第 4 項)
出席人数の制限	特になし	4 人まで(代理人含む) (審査指南第 4 部第 4 章 3)	特になし

口頭審理前の争点整理	あり ・審理事項通知書の送付、口頭審理陳述要領書の提出(必要に応じ)	口頭審理の通知書において、争点を伝えるときがある。	あり ・当事者は、口頭審理陳述要旨書を提出する(期日の1週間まで) ・争点となる尋問事項があると予想される場合、審判長が口頭審理の争点尋問書を通知できる(審判事務取扱規程第40条第2項)(この手続はいくつかの事件でなされるが、一般的ではない)
口頭審理中の証拠調べ	・証拠調べ、証人尋問を行うことが可能(審判便覧33-05)	証拠調べ及び証人尋問を行うことが可能。証人については、口頭審理前に	証拠調べ及び証人尋問を行うことが可能
口頭審理の公開	・公開して行う(公序良俗を害するおそれ、営業秘密が公になるおそれのあるときは除く)(第145条第5項)	・一般の傍聴人が傍聴可能(専利審査指南第4部第4章12.) 秘密保持が必要な場合を除き公開して行われる(専利審査指南第4部第4章5)	公開して行われる(公序良俗を害するおそれがあるときを除く)(特許法第154条第3項)
口頭審理における審判官からの心証開示	開示される(事案に応じて)	通常は開示されない	開示されない(特許審判官口頭審理において心証を示さない)
書面で主張した内容の再度の主張	不要 ・書面のみで主張した内容を口頭審理で主張しなくても証拠として採用される(審判便覧33-00)	通常は必要である ・争点がある場合、口頭による陳述が正式なものとみなされる。当事者が、自らの主張は書面で示したものと全く同じであると明確に述べた場合、当該当事者は繰り返して主張する必要はない	不要 ・書面で提出された主張も全て有効な陳述として認められる。
口頭審理中の審判請求の取下げ	可能(第155条)	可能(専利審査指南第4部第4章5.3)	可能(すべてのクレームを放棄する場合は書面ですべきであり、一部のクレームを放棄する場合は、口頭でもよい)

調書の作成	あり(第 147 条) ・審判書記官が作成(第 147 条第 2 項)	あり ・合議体による記録 ・重要な審理事項の記録が完了した後又は口頭審理の終了後に当事者に閲覧(専利審査指南第 4 部第 4 章 11)	あり ・審判事務官が作成(特許法第 154 条第 5 項)
-------	--	--	----------------------------------

日本特許庁

(4) 特許無効審判中の訂正の対比

項目	日本	中国	韓国
無効審判中の訂正の可否	可能（第 134 条の 2）	可能（審査指南第 3 部第 3 章 4.6.2）	可能（第 133 条の 2）
訂正の機会	①答弁書提出期間、②審判請求書の補正があった場合の答弁書提出期間、③審決取消訴訟において取消の判決確定の日から 1 週間以内に申立があったとき、④職権審理により申し立てない理由に関する意見書提出期間、⑤審決の予告時の指定期間（第 134 条の 2 第 1 項）	①無効宣告請求書に対する答弁期間、②請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対する答弁期間、③請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対する答弁期間（専利審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.3）	①答弁書提出期間（第 147 条第 1 項）、②職権審理により申し立てない理由に関する意見書提出期間（第 159 条第 1 項）、③答弁書提出期間経過後、審判官が必要と認めるとき（第 133 条の 2 第 1 項後段）
訂正の手続	訂正の請求（第 134 条の 2）	権利要求書による専利書類の補正（審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.2）	訂正請求（第 133 条の 2）
訂正の対象	特許請求の範囲、明細書、図面	特許請求の範囲のみ	明細書（特許請求の範囲を含む）、図面
訂正の態様（目的）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許請求の範囲の減縮 ・ 誤記又は誤訳の訂正 ・ 明瞭でない記載の釈明 ・ 請求項間の引用関係解消（134 条の 2 第 1 項第 1 号～第 4 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求項の削除 ・ 請求項の併合 ・ 技術法案の削除（審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許請求の範囲の減縮 ・ 誤記の訂正 ・ 明瞭でない記載の釈明（第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 2 項）

項目	日本	中国	韓国
訂正要件	<p>以下の場合には訂正が認められない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・願書に添付した明細書等からみて新規事項を追加する場合 ・実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する場合（第 134 条の 2 で準用する第 126 条第 6 項） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請求項の主題の名称を変更することはできない 2. 登録時の特許と比較して保護の範囲を拡張することはできない（専利法実施細則第 69 条第 1 項） 3. 最初に記載された明細書及び請求項で開示された範囲を超える補正はしてはならない（専利法第 33 条） 4. 登録時の請求項に含まれない技術特徴を追加する補正は一般的に許されない 	<p>訂正の要件は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正は、新規事項を追加しようとするものであってはならない（第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 2 項²⁾） ・訂正は、請求の範囲を実質的に拡張し、又は変更するものであってはならない（第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 3 項³⁾）
訂正の単位（請求項）	・請求項ごとに可能（無効審判が請求項ごとに請求された場合は、請求項ごとにしなければならない（134 条の 2 第 2 項））	請求項ごとに可能	明細書又は図面は全体として訂正しなければならない
訂正に係る職権審理	あり（第 134 条の 2 第 5 項）	あり（専利審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.3）	あり（第 159 条第 1 項）
訂正請求における訂正後の請求項に係る独立特許要件	要求される。ただし、無効審判が請求されている請求項を除く（第 134 条の 2 第 9 項で読み替えて準用する第 126 条第 7 項）	特に規定なし	要求される。ただし、無効審判が請求されている請求項を除く（第 133 条の 2 第 5 項）。

² 2017 年 3 月に施行される新特許法では、第 136 条第 3 項となる

³ 2017 年 3 月に施行される新特許法では、第 136 条第 4 項となる

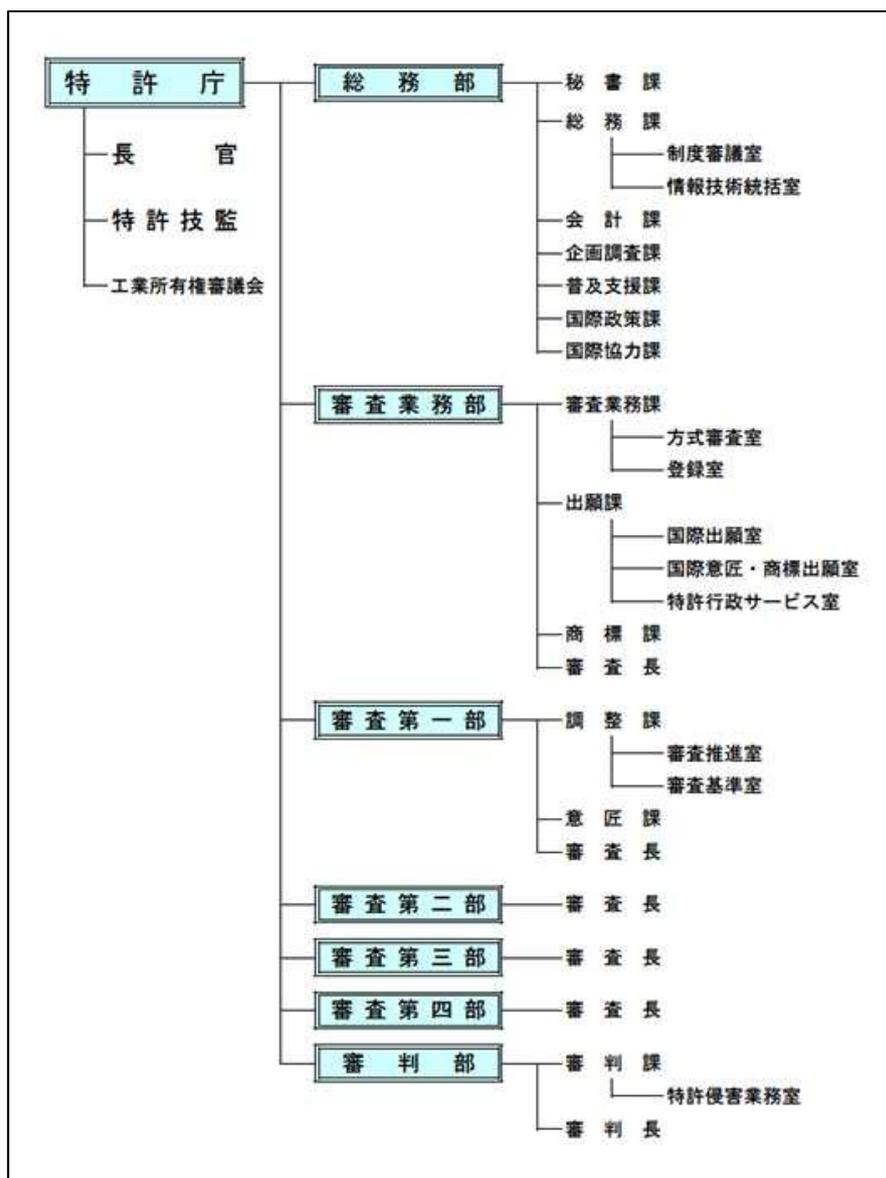
第3章 各国の特許無効審判制度の概要

1. 日本

1. 1 審判部の構成

日本国特許庁の組織は下記の図1に示すように、総務部、審査業務部、及び特許や意匠の審査を行う審査第1部から第4部と並列して審判部が設けられている。

図1 日本国特許庁組織図⁴



⁴ 組織図、日本国特許庁ウェブサイト内、URL : <http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/sosiki.htm>

審判部は、特許に関する部門が技術分野別に 33 部門まで設けられており、加えて、意匠部門が 1 つ、商標の部門が 4 つ設けられている（下記表 1 参照）。

表 1 審判部の部門構成

部門	技術分野	部門	技術分野
第 1 部門	計測	第 20 部門	化学応用
第 2 部門	材料分析	第 21 部門	有機化学
第 3 部門	アミューズメント	第 22 部門	医薬
第 4 部門	自然資源、住環境	第 23 部門	バイオ医薬
第 5 部門	応用光学	第 24 部門	医薬品製剤
第 6 部門	事務機器	第 25 部門	生命工学
第 7 部門	ナノ物理	第 26 部門	電子商取引
第 8 部門	光デバイス	第 27 部門	インターフェイス、送配電・データ転送
第 9 部門	自動制御	第 28 部門	情報処理
第 10 部門	動力機械、搬送処理	第 29 部門	電子デバイス
第 11 部門	運輸、照明	第 30 部門	映像システム
第 12 部門	一般機械、組立製造	第 31 部門	伝送システム
第 13 部門	生産機械	第 32 部門	情報記録
第 14 部門	繊維包装機械	第 33 部門	デジタル通信、電話システム
第 15 部門	福祉機器、生活機器	第 34 部門	意匠
第 16 部門	熱機器	第 35 部門	商標（化学・食品）
第 17 部門	無機化学、環境化学	第 36 部門	商標（機械・電気）
第 18 部門	素材加工、金属電気化学	第 37 部門	商標（雑貨繊維）
第 19 部門	高分子、プラスチック工学	第 38 部門	商標（産業役務・一般役務）

1. 2 特許無効審判制度の概要

(1) 趣旨

特許権に瑕疵がある場合、本来何人も当該発明等について実施や使用ができるにもかかわらず、それを禁止することになり、瑕疵のある権利を存続させることで権利者に不当な権利を与え、産業の発達を妨げるなどの弊害を発生させることがある。このような場合には、その権利を無効とし、権利を初めから存在しなかった又は後発的理由（特許法⁵第 123 条第 1 項第 7 号）に該当するに至った時から存在しなかったとさせる必要があるため、これに応

⁵ 以下、特に断りのない場合は、本章（日本）における条文番号については「特許法」を示す。

じて設けられたのが無効審判制度である（第 123 条第 1 項）⁶。

（２）特許無効審判の流れ

特許無効審判は、特許を無効にすることを請求の趣旨とする審判請求書が審判請求人から提出され、特許庁で受理されたことにより開始される（第 131 条第 1 項、第 123 条第 1 項）。審判請求書が受理されると、審判官が指名され（第 137 条第 1 項）、審判請求書の方式審査を経て、当該審判請求書の副本が被請求人である特許権者に送付されるとともに、当該審判請求書に対する答弁書の提出の機会が被請求人である特許権者に与えられる（第 134 条第 1 項）。なお、答弁書が提出されたときは、答弁書の副本が請求人に送達される。

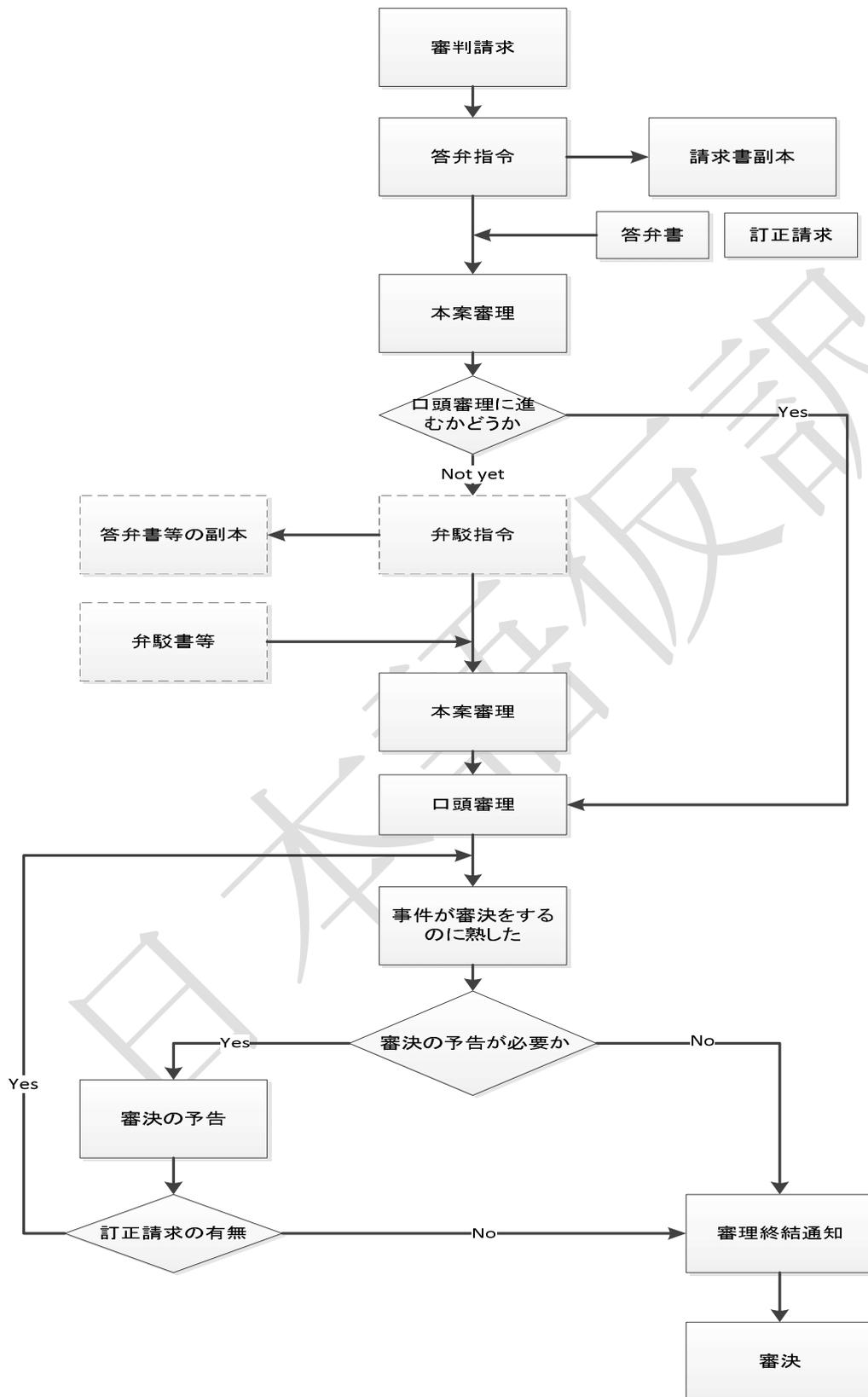
被請求人は、答弁書の提出期間に訂正の請求をすることができ（第 134 条の 2 第 1 項）、受理されると、その訂正の許否について審理される。訂正の請求については後述する。

審判請求書と答弁書により、当事者の主張がそれぞれ提出されると、これらに基づいて審判請求人の請求の当否について審理する本案審理がなされる。特許無効審判の審理の方式は、原則として口頭審理となる（第 145 条）ため、基本的にはそのまま口頭審理の手続へと移行する。なお、その前に審判請求人に弁駁（答弁書に対する反論）の機会を与えるか否かが判断され（下記の図 2 参照）、弁駁の機会が必要な場合は、審判長が答弁書副本を請求人に送達するとともに期間を指定して審判請求人に弁駁書の提出機会を与える（特許施行規則第 47 条の 3 第 1 項）。なお、例外的に口頭審理とはせず、書面審理のみとする場合は、審決をするのに熟したか否かが判断され、熟していれば審決の予告（第 164 条の 2 第 1 項）がされ、又は審理を終結して審決となる（下記図 2 参照）。

本案審理がなされて事件が審決をするのに熟したと判断された場合、審判の請求に理由があると認めるとき（特許を無効にすべきであると判断されたとき）、及びその他経済産業省令で定めるときは、審判長は、当事者及び参加人に対して審決の予告を行う（第 164 条の 2 第 1 項）。審決の予告後、被請求人に対して訂正の機会が与えられる（第 164 条の 2 第 2 項）が、訂正請求が行われない場合は、審判長は審理を終結して審決を行う（第 157 条第 1 項）。

⁶ 「審判便覧（第 16 版）51-00 無効審判」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

図 2 特許無効審判の基本的なフロー



(3) 特許無効審判の要件等

① 請求人

特許無効審判の請求人適格は、利害関係人のみがこれを有する（第123条第2項）。平成26年改正法により特許異議の申立て制度が創設されたことに伴い、特許無効審判は、「何人も」から「利害関係人」のみが請求できることとなった。この「利害関係人」とは、例えば「実際に特許権侵害で訴えられている者」、「類似の特許を有する者」、「特許発明と同種の製品を製造する者」等が挙げられる⁷。

なお、特許権の権利帰属に関する無効理由（共同出願要件違反（第123条第1項第2号、第38条）及び冒認（第123条第1項第6号））、により特許無効審判を請求する場合は、特許を受ける権利を有する者（真の権利者）に限られる（第123条第2項括弧書き）。

② 特許無効審判の客体

特許無効審判の対象は、行政処分としての一つの特許であり、2以上の請求項がある場合は、請求項ごとに特許無効審判を請求することができる（第123条第1項）。また、特許権の消滅後でも特許無効審判の請求が可能である（第123条第3項）。

③ 無効理由

特許無効審判の無効理由は、第123条第1項に限定列挙されており、これ以外の理由による請求はすることができない。無効理由は以下のとおりである⁸。

⁷ 特許庁総務部総務課制度審議室編「平成26年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」、第121頁、一般社団法人発明推進協会、2014年12月19日発行

⁸ 無効理由の各表現は、「審判便覧（第16版）51-04 無効審判の対象、無効事由」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/sinpan-binran_16.htm

表 2 無効理由（日本）

号 ⁹	無効理由
第 1 号	・新規事項の追加違反（第 17 条の 2 第 3 項）
第 2 号	・外国人の権利能力違反（第 25 条） ・非発明（第 29 条第 1 項） ・産業上利用可能性違反（第 29 条第 1 項柱書） ・新規性違反（第 29 条第 1 項） ・進歩性違反（第 29 条第 2 項） ・拡大先願（第 29 条の 2） ・公序良俗違反（第 32 条） ・共同出願要件違反（第 38 条） ・後願特許（第 39 条第 1 項～同 4 項）
第 3 号	・条約違反（第 123 条第 1 項第 3 号）
第 4 号	・明細書の記載要件違反（第 36 条第 4 項第 1 号） ・特許請求の範囲の記載要件違反（第 36 条第 6 項第 1 号～同 3 号）
第 5 号	・原文新規事項（第 123 条第 1 項第 5 号）
第 6 号	・冒認出願（第 123 条第 1 項第 6 号）
第 7 号	・後発的無効理由（事後的に外国人の権利能力欠如又は条約違反）（第 123 条第 1 項第 7 号）
第 8 号	・不適法訂正（第 126 条の訂正要件を満たさない訂正）（第 123 条第 1 項第 8 号）

なお、権利帰属に関する無効理由（共同出願要件違反（第 38 条）及び冒認出願（第 123 条第 1 項第 5 号））については、第 74 条第 1 項の規定に基づき、正当な特許を受ける権利を有する者が特許権者に対し移転請求をし、その特許権の移転の登録があったときは無効理由から除かれる（第 123 条第 1 項第 2 号括弧書き、同条同項第 6 号括弧書き）。

無効理由の判断時期は無効理由により異なる。特許の場合、通常は出願時が基準時となるが、後発的無効理由（第 123 条第 1 項第 7 号）の場合は、特許付与後に当該無効理由に該当するに至った時が判断時点となる¹⁰。

④ 請求時期

特許権の設定登録後、いつでも特許無効審判を請求することができる。なお、特許権の

⁹ 表内の「号」は、特許法第 123 条第 1 項各号の号番号である。

¹⁰ 「審判便覧（第 16 版） 51-04 無効審判の対象、無効事由」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

消滅後であっても請求は可能である（第 123 条第 1 項、同条第 3 項）。

⑤ 特許無効審判にかかる手続

特許無効審判を請求するには、審判請求人は、審判請求書を特許庁長官に提出する（第 123 条第 1 項、第 131 条第 1 項）。審判請求書には、「当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所」（第 131 条第 1 項第 1 号）、「審判事件の表示」（同条同項第 2 号）、及び「請求の趣旨及びその理由」（同条同項第 3 号）を記載しなければならない（第 131 条第 1 項柱書）。「請求の趣旨」とは、審判請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、例えば、「特許第〇〇〇号の特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。との審決を求める。」といった記載である¹¹。

また、特許無効審判を請求する場合には、請求の理由において、「特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない」（第 131 条第 2 項）とされている。

なお、証拠の提出ができるのは、原則として、審理の終結時までである。審理の終結後も証拠の提出の申出は可能であるが、この申出が採用される場合、審理を再開し、相手方に答弁又はその答弁に関する証拠提出の機会が与えられる（特許法施行規則第 47 条の 2 第 1 項。同 47 条の 3 第 1 項）¹²。

審判請求書の補正は、原則として、その要旨を変更することができない（第 132 条の 2 第 1 項柱書）が、特許無効審判においては、いくつかの例外がある。

まず、審判請求書が方式要件（第 131 条第 1 項）を満たしておらず、補正を命じられた場合において、その補正が命じられた事項についての要旨変更補正は認められる（第 131 条の 2 第 1 項第 3 号）。

第 2 に、特許無効審判中に訂正の請求があった場合、その訂正により請求の理由を補正する必要が生じたとき（第 131 条の 2 第 2 項第 1 号）、第 3 に補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことについて合理的な理由があり、かつ被請求人がその補正に同意した場合（第 131 条の 2 第 2 項第 2 号）に認められる。なお、第 2 及び第 3 の場合は、補正をすることが審理を不当に遅延させる目的ではないことが明らかである場合に限られる（第 131 条の 2 第 2 項）。

（４）審決の効果について

特許を無効とする審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる（第 125 条）。また、後発的無効理由（第 123 条第 1 項第 7 号）により特許無効審決

¹¹ 審判便覧（第 16 版） 51-07 無効審判の請求書」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

¹² 審判便覧（第 16 版） 34-01 証拠提出に関する処理の点検と注意事項」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

が確定した場合は、その理由に該当するに至ったときから特許権が存在しなかったものと見なされる（第 125 条）。

なお、審決が確定した場合、その審判の当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその請求を請求することができない（第 167 条）。なお、平成 23 年の一部改正前は、審決の効力が審判に関与していなかった第三者にも及ぶとされていたが、改正により、審決の第三者効は廃止された。

また、審決の効力の範囲は、特許無効審判が請求された範囲となる。例えば、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合は、請求された請求項ごととなる。ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求され、かつ訂正の請求が一群の請求項（後述）ごとにされた場合は、当該一群の請求項ごとに審決が確定する（第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）。

1. 3 訂正の請求について

(1) 請求の主体と時期

訂正の請求は特許付与後において瑕疵のある部分を自発的に事前に取り除くことを可能にした制度である。特許無効審判の被請求人（特許権者等）は、特許無効審判中に特定の指定期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる（第 134 条の 2 第 1 項）。

訂正の請求ができる期間は以下のとおりである。

- ① 特許無効審判の請求書副本の送達に伴う答弁書提出期間（第 134 条第 1 項）
- ② 審判請求書の請求の理由について、要旨変更補正が許可された場合における、当該審判請求書に対する手続補正書の副本送達後の答弁書提出期間（第 134 条第 2 項）
- ③ 審決取消訴訟における権利維持の審決に対する取消の判決確定の日から 1 週間以内に被請求人から申立があったときの訂正の請求のための指定期間（第 134 条の 3）
- ④ 職権審理により当事者又は参加人が申し立てない理由についての無効理由通知に対する意見書提出期間（第 153 条第 2 項）
- ⑤ 審決の予告時の指定期間（第 164 条の 2 第 2 項）

(2) 訂正の請求の対象

訂正の請求の対象は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面である（第 134 条の 2 第 1 項）。なお、訂正の請求は、2 以上の請求項に係る特許請求の範囲について訂正の請求を行う場合は、特許全体に対して請求することも、請求項ごとにすることもできる（第 134 条の 2 第 2 項）が、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合は、請求項ごとに訂正の請求をしなければならない（第 134 条の 2 第 2 項）。なお、特許無効審判で請求されていない請求項や明細書等に関しても訂正の請求をすることができる。

また、訂正に係る請求項が他の請求項と引用関係にある場合は、その関係を有する一群の

請求項ごとに訂正の請求をしなければならない（第 134 条の 2 第 3 項）。

ここで、「一群の請求項」とは、審判の対象なる「当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項」（第 120 条の 5 第 4 項）をいい、「経済産業省令で定める関係」とは、「一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係をいう。」と定義されている（特許法施行規則第 46 条の 2）。例えば、複数ある請求項のうち、従属関係にある請求項について訂正の請求を行う場合、その従属関係を有する請求項が「一群の請求項」となり、訂正の請求を行う際の一つの単位となる。なお、請求項の数が一つの場合のみは、特許権全体に対して訂正の請求を行う¹³。

（3）訂正の目的

訂正の目的は、下記の目的に限定されている。

- ① 特許請求の範囲の減縮（第 134 の 2 第 1 項第 1 号）
- ② 誤記又は誤訳の訂正（第 134 の 2 第 1 項第 2 号）
- ③ 明瞭でない記載の釈明（第 134 の 2 第 1 項第 3 号）
- ④ 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする（第 134 の 2 第 1 項第 4 号）。

上記④は、平成 23 年一部改正で新たに設けられたものであり、訂正の請求を一群の請求項ごとにしなければならないとされたことに伴い、特許無効審判の請求に係る請求項に従属する請求項が訂正の請求の対象とはならない場合、その従属関係を解消するための訂正が認められるようになった。

（4）訂正が認められる要件

訂正が認められるための要件は以下のとおりである¹⁴。

- ① 訂正の目的が第 134 の 2 第 1 項各号に該当するものであること。
- ② 新規事項を追加する訂正でないこと（第 134 条の 2 第 9 項で準用する第 126 条第 5 項）。
- ③ 実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでないこと（第 134 条の 2 第 9 項で準用する第 120 条第 6 項）。

¹³ 「審判便覧（第 16 版） 38-01 訂正の請求単位と一群の請求項」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

¹⁴ 「審判便覧（第 16 版） 38-03 訂正要件」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

- ④ 訂正後の特許請求の範囲に記載されている発明が、独立特許要件を満たすものであること。ただし、特許無効審判の請求がされている請求項は除く（第134条の2第9項で読み替えて準用する第120条第7項）。

（5）訂正の請求の手続

訂正の請求は訂正請求書の提出により行われ（第134条の2第9項で準用する第131条第1項）、まず方式審査が行われる。訂正の請求では、訂正請求書における請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならず（第131条第3項）、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を請求書に添付しなければならない（第131条第4項）。

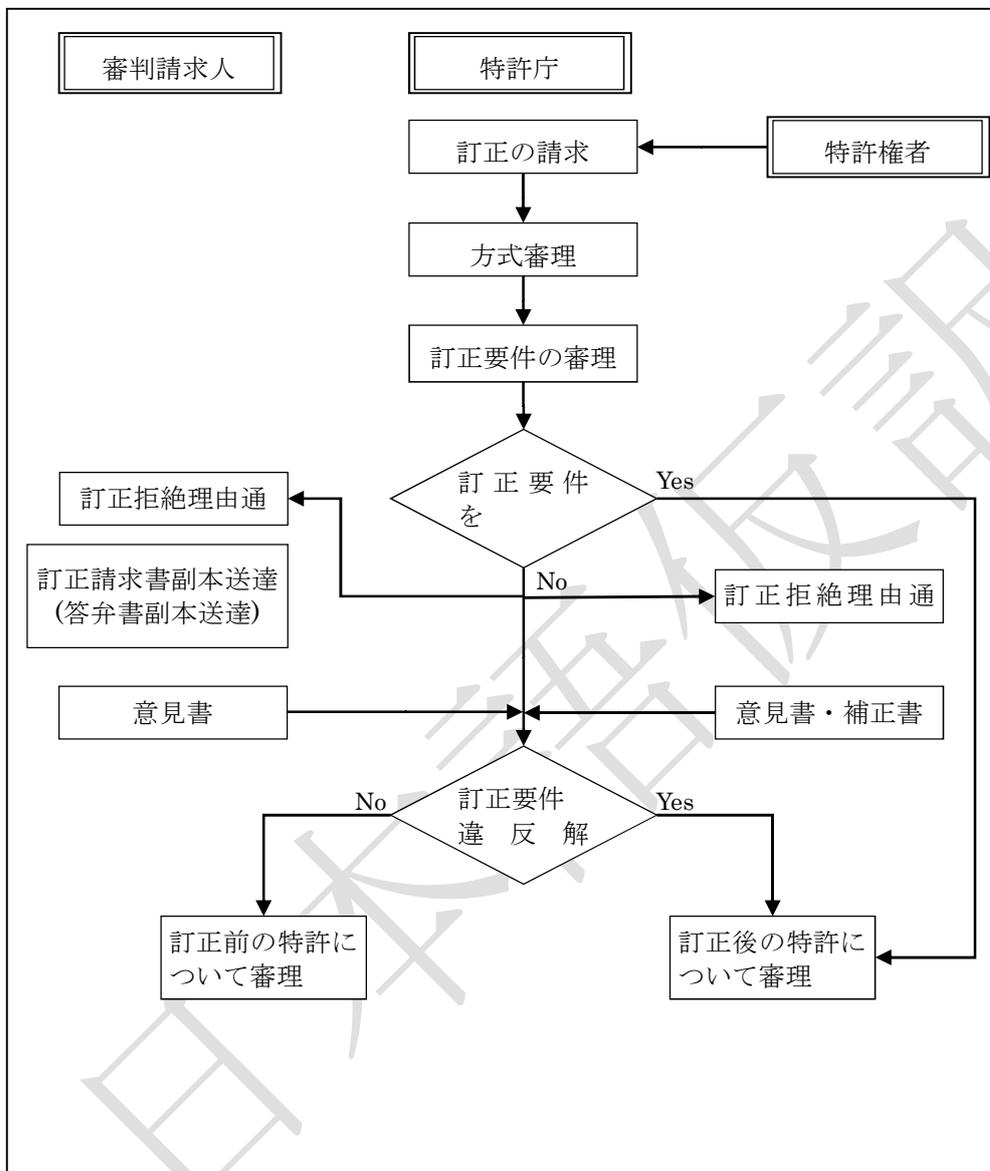
訂正請求書が審判長に受理されると方式審査が行われ、審判長は、訂正請求書が方式に違反している場合は、補正をするよう命じなければならない（第134条の2第9項で準用する第133条）。

方式審査後、訂正要件を満たすか否かについて審理されるが、訂正要件違反が発見された場合、訂正拒絶理由通知が特許無効審判の請求人及び被請求人（特許権者）に送達される（第134条の2第5項）。特許権者は、意見書や補正書により対応し、また、審判請求人も意見書を提出することができる（第134条の2第5項、第17条の5第1項、第17条第1項）。訂正請求書に瑕疵が無い場合又は瑕疵が治癒された場合は、訂正後の特許請求の範囲に基づいて特許無効審判の審理がなされる。訂正が認められなかった場合、訂正前の特許について特許無効審判の審理がなされる。

なお、訂正の請求において、訂正請求書に添付された訂正明細書、訂正特許請求の範囲又は訂正図面について補正ができるのは以下の場合に限られる（第17条の5第2項）

- ① 審判請求後の最初の答弁書提出期間（第134条第1項）
- ② 審判請求書の補正があった場合の答弁書提出期間（第134条第2項）
- ③ 訂正の請求手続中の職権審理により、当事者が申立てない理由についての審理結果を通知したときの意見書提出期間（第134条の2第5項）
- ④ 取消しの判決があった場合に申立てにより与えられた訂正の請求のための期間（第134条の3）
- ⑤ 職権審理により当事者が申し立てない理由についての審理結果を通知したときの意見書提出期間（第153条第2項）
- ⑥ 審決の予告に伴う訂正の請求のための指定期間（第164条の2第2項）

図 3 訂正の請求のフロー¹⁵ (最初の答弁書提出期間の場合)



¹⁵ 「審判便覧 (第 16 版) 51-03 無効審判の四法別フロー」、図 1-1 及び図 4 に基づいて作成した。日本国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

1. 4 口頭審理について

特許無効審判における審理の方法は、原則として口頭審理である（第145条第1項）。口頭審理は、書面のみによる陳述では十分に言い尽くせない当事者の主張を補い、技術水準に対する十分な認識や争点の的確な把握に有用な審理の方式である¹⁶。特許無効審判は民事訴訟とは異なり、書面で提出されたものは全て陳述されたこととして扱われ、職権審理（第152条）を行うことができ、当事者が申し立てない理由であっても審理することができる（第153条第1項）。

（1）全体の流れ

口頭審理は、当事者の主張・立証が揃った段階で行われるのが一般的であり、審判請求書及び被請求人からの答弁書、必要があれば弁駁書が揃った段階で行われる。口頭審理は、まず、期日の調整が行われ、期日と場所が決定されると、期日が記載された審理事項通知書（後述）が審判請求人と被請求人の双方に送付される。このとき、口頭審理陳述要領書（後述）の提出が求められる場合がある。口頭審理陳述要領書は、通常、口頭審理の期日の1又は2週間前に設定され、口頭審理陳述要領書が提出されると、相手方にファクシミリ送信される。

口頭審理では、当事者による陳述、審判長による尋問、証拠調べなどが行われ、場合により告知が行われる。この告知は、例えば、次回の口頭審理の期日や、審理終結通知、答弁・弁駁の指令、無効理由通知、訂正拒絶理由通知等がある。

口頭審理が行われると、口頭審理調書が作成される。口頭審理調書は、審判書記官が期日ごとに作成し、事件番号等の形式的記載事項と共に、陳述者と陳述の内容の要点が簡潔に記録される。口頭審理で審判長が記録すべき事項として述べた場合は、その事項は調書として記録される。調書が作成されると、その調書の写しが当事者にファクシミリで送付される。

（2）審理事項通知書

審理事項通知書は、「合議体が口頭審理期日に予定している審理事項を期日前に当事者に伝え」るためのものであり、口頭審理の期日の調整が終了後、その決定された期日を記載した審理事項通知書が当事者に送付される。これは、口頭審理の審理内容を当事者に伝えることにより、これを踏まえた準備を当事者に促し、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集することを目的とする。この審理事項通知書には、その時点における審判官合議体の暫定的な見解が記載され、必要に応じて当事者に対する意見や技術説明の求めが記載される¹⁷。また、当事者に口頭審理陳述要領書の提出を促す。

¹⁶ 特許庁審判部、「口頭審理実務ガイド」、第1頁、平成27年10月、特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/koutou_shinri.htm

¹⁷ 「審判便覧（第16版） 33-08 審理事項通知書」、第1頁、第2頁、特許庁ウェブサイト内、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm#15_51

(3) 口頭審理陳述要領書

口頭審理陳述要領書（特許法施行規則第 51 条）は、「事実関係が複雑多岐にわたる時でも、当事者の陳述とその聴取を脱落なく確実にいき、さらに陳述における精緻な理論構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うため」¹⁸のものであり、通常は、口頭審理の期日の 1 から 2 週間前までに提出することが当事者に求められる。なお、審判請求書は答弁書等の提出書類において、適切かつ明確に記載されている場合は、口頭審理陳述要領書を提出しなくてもよいとされている。

(4) 口頭審理の内容

口頭審理では、審判長や陪席審判官が、事実上又は法律上の事項に関して当事者又は参加人に質問を行い、又は立証を促し（特許法施行規則第 52 条の 2）、必要があれば、証拠調べや証人尋問などが行われる。なお、特許無効審判では、民事訴訟とは異なり、審判請求書や答弁書等の書面で提出された事項は、口頭審理において実際に陳述されていなくても、全て審判において有効に陳述されたものとして扱われる¹⁹。

(5) 調書

口頭審理を行った場合は、期日ごとに口頭審理調書が作成される。口頭審理調書には、日時や当日の出頭者、審判合議体等の形式的記載事項と共に、審理の要旨やその他必要な事項が記載される。

¹⁸ 「審判便覧（第 16 版）33-07 口頭審理陳述要領書」第 1 頁、特許庁ウェブサイト内、
URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm#15_51

¹⁹ 「審判便覧（第 16 版）33-00 口頭審理方式」第 1 頁、特許庁ウェブサイト内、
URL：http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm#15_51

1. 5 特許無効審判から裁判への流れ

特許無効審判の結果に不服がある場合、特許無効審判の当事者、参加人及び参加を申請して拒否された者は、審決又は決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる（第 178 条第 2 項、同条第 3 項）。

審決取消訴訟は、特許庁の管轄ではなく、裁判所で行われるものであるため、審決取消訴訟の手続は、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に基づいて行われる。

裁判所は、審決の結果について訴えの提起があったときは、その請求に理由があると認めるときは、審決又は決定を取り消さなければならない（第 181 条第 1 項）。他方で、請求に理由がないと認める場合は、当該訴えは棄却される。

審決取消訴訟において、請求に理由がある（審決に違法性がある）と認める場合は、審決を取り消す旨の判決がなされる。そうすると、当該特許無効審判は、審決がなされていない状態となるため、特許庁に再度係属し、さらに審理される（第 181 条第 2 項）。再係属した場合、先に行われた審決取消訴訟の判決は、当該事件について特許庁を拘束するため、判決の結論とその結論の導出に必要な事実認定及び法律判断として判決理由中に記載された事項にしたがって、再度の審決を行う²⁰。

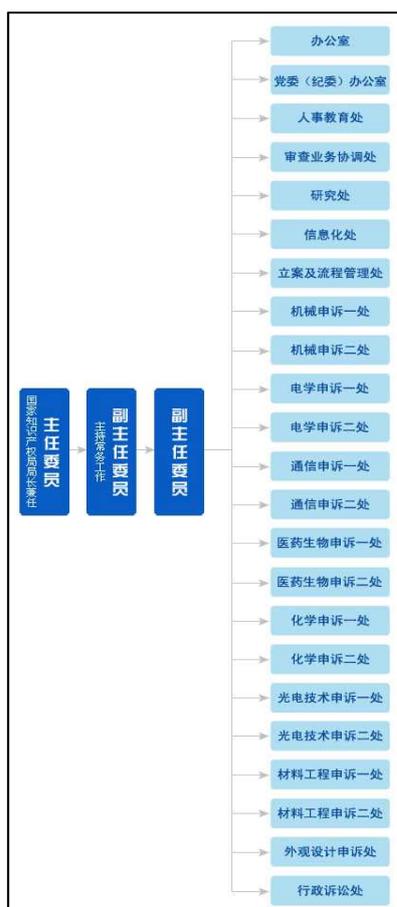
²⁰ 「審判便覧（第 16 版） 51-21 無効審判審決後の手続」、日本国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/sinpan-binran_16.htm

2. 中国

2. 1 審判部の構成

中国では、日本でいう特許、実用新案及び意匠にあたる専利、実用新型及び外観設計は、専利法で規定されており、これらの出願（専利出願）は国家知識産権局（SIPO²¹）が管轄する。復審（日本でいう拒絶査定不服審判）や無効宣告請求（日本でいう特許無効審判）は、国家知識産権局復審委員会（以下、「専利復審委員会」と表記する。）が担当する。この専利復審委員会は、国家知識産権局により 1984 年 11 月に設立され、国務院特許行政部門(SIPO)が指定する技術専門家と法律専門家から構成され、専利復審委員会のトップである主任委員（図 4 参照）は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。専利復審委員会は 23 の部門を有し、そのうち 14 部門が専利と実用新型（特許と実用新案）を担当し、1 部門が外観設計（意匠）を担当する。専利復審委員会の構成員（審判官とスタッフ含む）は 2016 年末において 305 人であり²²、各部門の審判官の構成は、表 2 に示すようになっている。

図 4 専利復審委員会の組織²³



²¹ SIPO : the State Intellectual Property Office of P.R.C.

²² 「人员情况」、SIPO ウェブサイト内 URL: <http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/rvqk/index.htm>

²³ 「组织结构图」、専利復審委員会ウェブサイト内、URL: <http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/zjzg/index.htm>

表 3 専利復審委員会の部門及び人数

部門	人数	部門	人数
弁公室	9	通信復審第 2 部	17
党委（紀委）弁公室	2	医薬生物復審第 1 部	12
人事教育部	6	医薬生物復審第 2 部	15
審理業務協調部	5	化学復審第 1 部	11
研究部	6	化学復審第 2 部	10
情報化部	4	光電技術復審第 1 部	13
立案・システム管理部	8	光電技術復審第 2 部	14
機械復審第 1 部	19	材料工程復審第 1 部	12
機械復審第 2 部	19	材料工程復審第 2 部	17
電気復審第 1 部	16	意匠復審部	28
電気復審第 2 部	22	行政訴訟部	22
通信復審第 1 部	15		

2. 2 無効宣告請求制度の概要

(1) 概要及び根拠条文等

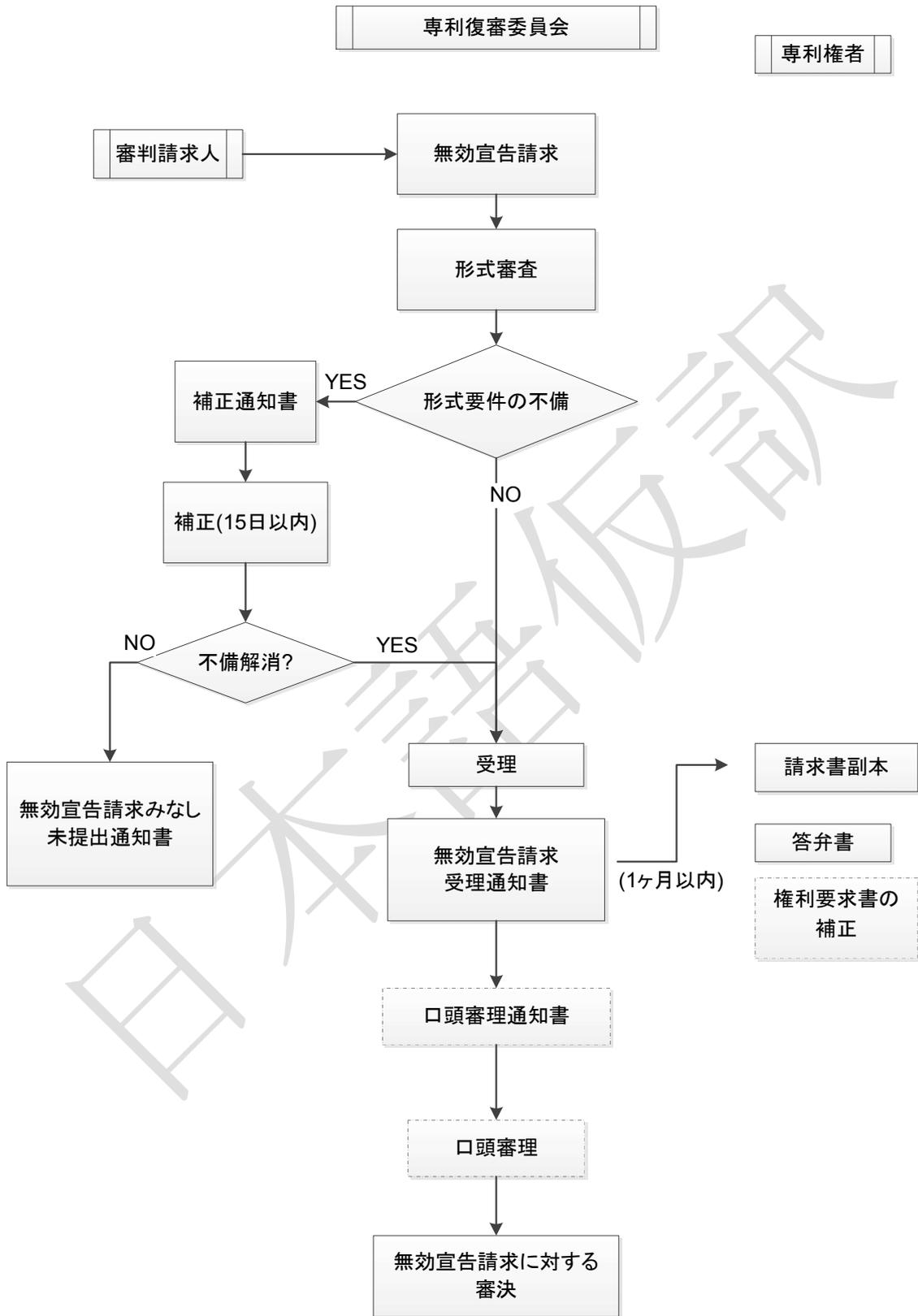
無効宣告請求は、専利権付与後の発明専利（特許）について、請求によりその専利権を無効にすることができる制度であり、専利法第 45 条から第 47 条に規定されている。無効宣告請求は、専利権が付与されて公告された日から請求することができ、いかなる企業等の団体又は個人でも請求することができる（専利法第 45 条）。そして、専利復審委員会が専利権を無効にすべきと決定した場合、当該専利権は、初めから存在しなかったものとみなされる（専利法第 47 条）。

(2) 無効宣告請求制度の流れ

無効宣告請求は、発明専利登録の公告後にいかなる団体や個人でも請求することができ（専利法第 45 条）、専利権が満了又は放棄された後でも請求は可能である（専利審査指南第 4 部分第 3 章 3.1）。無効宣告請求が受理されると、専利復審委員会は形式審査を行い、提出された無効宣告請求書及び添付資料が所定の様式に合致するかを審査し、様式に合致しない場合は、専利復審委員会は請求人に補正命令を行う。指定した期間内に請求人が補正をしない場合又は 2 回補正しても同じ欠陥が是正されない場合は、当該無効宣告請求は提出されていなかったものとみなされる（専利審査指南第 4 部分第 3 章 3.4）。

専利復審委員会は専利権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知する。専利権者は、審査期間中、所定場合において、権利要求書の補正をすることができる（日本でいう特許請求の範囲の訂正にあたる。当該補正については後述する）。審査を経て専利権の無効宣告が決定された場合、国务院専利行政部門が登記及び公告を行う。請求人又は特許権者が専利復審委員会の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から 3 月以内に北京知識産権法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続を行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する（専利法第 46 条）。なお、無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものと見なされる（専利法第 47 条）。

図 5 特許無効審判の流れ



(3) 専利無効宣告請求の要件等

① 請求人

「いかなる部門又は個人」でも請求が可能である（専利法第 45 条第 1 項）。なお、この「個人」には、専利権者及び発明者本人も含まれる²⁴。

② 専利無効宣告請求の客体

専利無効宣告請求の対象は、「授権された専利」であり、終了又は放棄されたものも含む（専利法第 45 条第 1 項、専利審査指南第 4 部分第 3 章 3.1）。

③ 無効理由

専利無効宣告請求の理由は、専利法実施細則で規定されており、専利法実施細則の第 65 条第 2 項で規定された理由に限定される（専利審査指南第 4 部分第 3 章 3.3 (2)）。ここで規定されている無効理由は表 2 に示すとおりである。

表 4 無効理由一覧

無効理由の条文	無効理由
第 2 条	保護適格性違反
第 20 条第 1 項	秘密保持審査違反（中国国内で完成した発明について外国で特許を出願する場合、事前に秘密保持審査を受けなければならない）
第 22 条	発明及び実用新型の新規性、創造性及び実用性違反
第 23 条	外観設計（意匠）の新規性、創造性及び他者先行権利との非抵触違反
第 26 条第 3 項	説明書（日本でいう「明細書」）の記載要件（公開十分要件）違反
第 26 条第 4 項	権利要求書（日本でいう「特許請求の範囲」）の記載要件（サポート要件、明確性要件）違反
第 27 条第 2 項	意匠図面の記載要件違反
第 33 条	新規事項追加違反
専利法実施細則 第 20 条第 2 項	必要な技術的特徴の欠如
専利法実施細則 第 43 条第 1 項	分割出願時における新規事項追加違反
専利法第 5 条	公序良俗違反
専利法第 25 条	不特許事由
専利法第 9 条	後願特許

²⁴ 何騰雲「中国における権利化阻止手続と権利無効手続（特集 現地代理人に聞く、権利化阻止及び無効化について）」パテント 2013 Vol.66 No.10、第 12 頁～第 22 頁、日本弁理士会、2013 年 8 月

④ 請求時期

発明専利がすでに公告されている場合において、すでに終止または放棄（出願日から放棄されていない限り）されている場合を含め、無効宣告請求をすることができる（専利審査指南第4部分第3章3.1）。

⑤ 無効宣告請求に係る手続

無効宣告請求をするには、請求人は、専利復審委員会に無効宣告請求書及び必要な証拠を提出することにより行う（専利法実施細則第65条第1項）。無効宣告請求書には、無効宣告請求の範囲と請求の理由を記載しなければならない。まず、無効宣告請求の範囲を明確にしなければならず、明確でない場合は、専利復審委員会により所定の期間内に補正するよう求められる（専利審査指南第4部分第3章3.3(1)）。また、請求の理由には、「提出したすべての証拠を組み合わせると無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならぬ」（専利法実施細則第65条第1項）ず、具体的には、専利法実施細則第65条第2項で規定する理由について、「専利法及びその実施細則において関連する条文、項、号をもって独立している理由として提出しなければならない」（専利審査指南第4部分第3章3.3(2)）。また、証拠を提出する場合は、提出したすべての証拠について具体的な無効理由に関する説明をしなければならない（専利審査指南第4部分第3章3.3(5)）。この「具体的に説明」とは、専利審査指南には、「技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない」と記載されている（専利審査指南第4部分第3章3.3(5)）。

なお、無効宣告の理由が具体的に説明されていない場合、当該無効宣告請求は受理されない（専利法実施細則第66条1項）。

無効宣告請求書及び添付資料について、所定の書式に合致しない場合は、期間を指定して補正をするよう求められる（専利法実施細則第66条第4項）。なお指定された期間内の補正がされなかった場合又は、2回補正してもなお同じ欠陥がある場合は、無効宣告請求は提出されていなかったものとみなされる（専利法実施細則第66条第4項、専利審査指南第4部分第3章3.4）。

無効宣告請求が形式審査において専利法その他の規定に合致すると判断された場合、専利復審委員会は、請求人と専利権者に無効宣告請求受理通知書を発行すると共に、無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に送付する。また、このとき、専利権者に答弁書提出の機会が与えられる。答弁書の提出期間は、専利権者が無効宣告請求受理通知書を受け取った日から1か月である（専利審査指南第4部分第3章3.7(3)）。

無効宣告請求書の請求の理由及び証拠については、請求書が提出された日から起算して1か月以内に理由の追加及び証拠の補充をすることができる（専利法実施細則第67条）。追加する理由や証拠について具体的に説明されていない場合や、当該期限を過ぎて理由の追加や証拠の補充がされた場合、専利復審委員会は基本的にはこれを考慮しないとすることができる（専利法実施細則第67条、専利審査指南第4部分第3章4.2(1)、同章4.3.1(1)）。

なお、無効宣告請求の審理手続において、専利復審委員会が指定した期間は延長することができない（専利法実施細則第71条）。

（5）審決の効果について

無効宣告された専利権は、初めから存在しなかったものとみなされる。なお、この無効宣告は、当該無効宣告の前に人民法院が決定し、かつ既に執行された専利権侵害の判決、調停書、既に履行又は強制執行された侵害紛争の処理決定及び既に履行された実施権の許諾契約又は専利権の譲渡契約に対しては、遡及しない（専利法第47条第2項）。

また、専利復審委員会が決定をしたのち、同様の理由と証拠によって無効宣告請求をすることはできない（一事不再理、専利法実施細則第66条第2項）が、提出された理由や証拠のうち時限などの理由により決定で考慮されなかったものは除かれる（専利審査指南第4部分第3章3.3(3)）。

2. 3 無効宣告手続における専利書類の補正（訂正）について

（1）請求の主体と時期

専利権者は、無効宣告請求の審査過程において、特許請求の範囲について補正をすることができる（専利法実施細則第69条第1項）。

権利要求書の補正は、無効宣告請求において、専利復審委員会が決定を行うまでであって以下の状況の答弁書提出期間に限り、権利要求書の補正をすることができる（専利審査指南第4部分第3章4.6.3）。

- ① 無効宣告請求書に対するもの
- ② 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの
- ③ 専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの

（2）補正の原則

補正の原則は、以下のとおりである（専利審査指南第4部分第3章4.6.1）。

- ① 原請求項の主題の名称を変更してはならない。
- ② 専利権付与時の請求項と比べて、保護範囲を拡大してはならない。
- ③ 元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。
- ④ 権利付与時の権利要求書に含まれていない技術的特徴を追加してはならない。

(3) 補正の対象

専利権者は、専利書類のうち、権利要求書についてのみ補正をすることができ、説明書及び図面については補正をすることができない(専利法実施細則第 69 条第 1 項、同条第 2 項)。

(4) 補正の目的

権利要求書に対する補正は、原則として、請求項の削除又は併合、技術法案の削除に限られる(専利審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.2)。

請求項の削除とは、権利要求書から、一又は複数の請求項を取り除くことをいい、請求項の併合とは、例えば、独立請求項に従属する 2 つ又は複数の従属項であるが、当該従属項が互いに従属的な関係を持たない選択的な関係を有する場合、このような関係の従属項を併合することを言う。この場合、対象となる従属項の技術的特徴が組合せされるため、新規の請求項となる。この新規の請求項は、併合された従属項の全ての技術的特徴を含んでいなければならない、独立請求項が補正されている場合にのみ可能となる。

技術法案の削除とは、同一の請求項において並列した選択肢である 2 種以上の技術法案から 1 種又は 1 種以上の技術法案を削除することをいう(専利審査指南第 4 部分第 3 章 4.6.2)。

2. 4 口頭審理について

(1) 概要

専利無効宣告手続では、当事者の請求により又は事実上の内容に応じて専利復審委員会が決定により行うことができる行政上のヒアリング手続である(専利法実施細則第 70 条、専利審査指南第 4 部第 4 章 1)。この口頭審理は、「事実の究明、そして当事者に審理廷における意見陳述の機会を供与することが目的である」(専利法実施細則第 70 条、専利審査指南第 4 部第 4 章 1.) とされている。

(2) 口頭審理の流れ

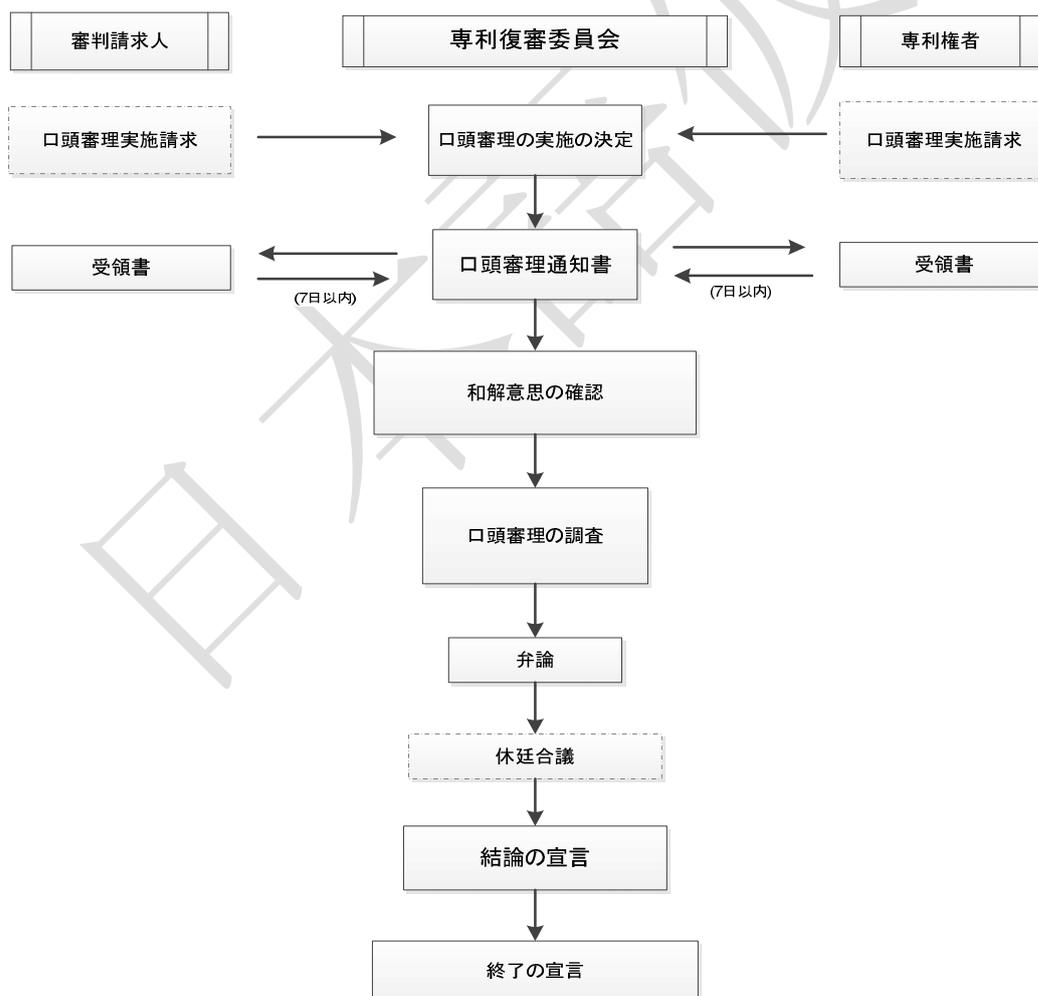
無効宣告手続において、口頭審理は、合議体が案件の状況上の必要に応じて口頭審理の実施を決定するか、又は当事者が所定の理由に基づく口頭審理実施請求を提出し、合議体が実施を決定した場合に実施される。当事者による請求の場合、理由を説明しなければならないが、その理由は以下のようなものが専利審査指南に挙げられている(専利審査指南第 4 部第

4章2.)。

- ① 片方の当事者が、相手方との対面による反対尋問や弁論を要求している。
- ② 合議体と対面で事実を説明する必要がある。
- ③ 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。
- ④ 証言を行った証人に出廷証言させる必要がある。

口頭審理を実施する場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行し、口頭審理の日時と場所を通知する。当事者は口頭審理通知書を受け取った日から7日以内に受領書を専利復審委員会に提出しなければならない。なお、請求人から受領書の提出が無く、口頭審理に出席しなかった場合は、無効宣告請求は取り下げられたものとみなされる。なお、口頭審理に参加できる当事者又は代理人の数は、4名までとされている（専利審査指南第4部第4章3.）。また、口頭審理の傍聴は可能であるが、傍聴者には発言する権利はない（専利審査指南第4部第4章12.）。

図6 口頭審理の流れ



口頭審理は4段階の手順を踏んで行われる。

ア 口頭審理の第一段階（専利審査指南第4部第4章5.1）

第一段階では、合議体委員や口頭審理の参加者の紹介が行われ、当事者双方が出廷している場合、相手方の参加者の適格について異議がないかを当事者双方に確認する。当事者双方が出席する場合、さらに和解の意思の確認が行われる。和解の条件の相違が大きく、短時間では協議が困難な場合、又は当事者のいずれかが和解の意思を有しない場合、口頭審理が継続して行われる。

イ 口頭審理の第二段階（専利審査指南第4部第4章5.2）

第二段階では、必要に応じて案件の状況が簡単に説明された後、口頭審理の調査の実施が開始される。まず、無効宣告請求人が無効宣告請求の範囲とその理由及び関連する事実と証拠を簡潔に陳述したのち、専利権者が答弁を行い、当該案件の無効宣告請求の範囲、理由及び各当事者が提出した証拠を照合し、口頭審理での審理範囲を確定する。なお、このとき、当事者は、理由の追加又は証拠の補足をすることができる。合議体は、理由の追加又は証拠の補足があった場合、これらの理由や証拠を考慮するか否かについて判断する。考慮する場合は、相手方当事者にその場での答弁又は書面による答弁を選択する機会が与えられる。

ウ 口頭審理の第三段階（専利審査指南第4部第4章5.3）

第三段階では、口頭審理の弁論が行われる。当事者は、証拠で示す事実や適用する法令等についての意見を陳述し、弁論を行う。当事者双方の弁論が終了すると、弁論の終結が宣言され、当事者双方は最後の意見陳述を行う。このとき、請求人は無効宣告請求の取下げ、理由の一部及び対応する証拠の放棄、若しくは無効宣告請求の範囲の縮小をすることができる。また、専利権者は、専利の保護の範囲の縮小又は請求項の一部の放棄の宣言をすることができる。

エ 口頭審理の第四段階（専利審査指南第4部第4章5.4）

第四段階では、合議体は案件の状況に応じて一時休廷し、合議体で合議をすることができる。その後、口頭審理を再開し、合議体グループ長により口頭審理の結論が宣言され、口頭審理が終了する。

2. 5 専利無効宣告請求から裁判までの流れ

専利復審委員会による判断の結果に不服がある当事者は、専利復審委員会からの決定の通知を受領した日から3か月以内に北京知識産権法院に訴訟を提起することができる（専利法第46条第2項）。

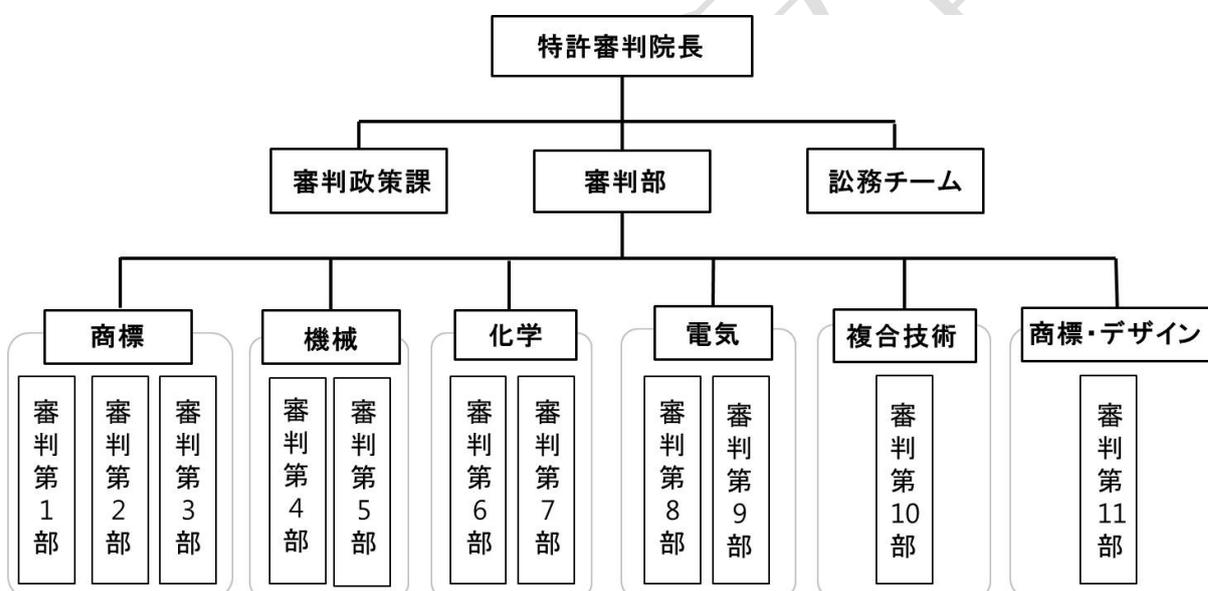
3. 韓国

3. 1 審判部の構成

特許法²⁵第 132 条の 2 第 1 項²⁶には、「特許・実用新案・デザイン及び商標に関する審判と再審並びにこれに関する調査・研究に関する事務を管掌するために特許庁長官所属の下に特許審判院（IPTAB）を置く。」と規定されている。

特許審判院は、直接に審判を担当する 11 部の審判部、審判関連事務を担当する審判政策課、及び訴訟遂行業務を担当する訟務チームで構成されている。

図 7 特許審判院の組織²⁷



(1) 構成

- ・ 審判長：11 人
- ・ 審判官：95 人

²⁵ 以下、この章において、韓国特許法について「特許法」と表記する。また、根拠とする法律は特に記載のない限り 2016 年 7 月執筆時の現行法（2016 年 6 月 30 日施行法（法律第 14112 号））に基づく。なお、2017 年 3 月 1 日より新法が施行される予定であり、新法に関してはその旨記載する。

²⁶ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 132 条の 16 となる。

²⁷ 出典： <http://www.kipo.go.kr/ipt/intro/intro020.html>

表 5 特許審判院の部別の人数

部名	1部	2部	3部	4部	5部	6部	7部	8部	9部	10部	11部	計
審判長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
審判官	6	6	6	9	9	13	13	9	9	9	6	95

(2) 審判部別の担当分野

表 6 特許審判院の部別の担当分野

区分	担当分野		
商標	第1部	商標	化粧品、洗剤、楽器、保険・不動産業、飲食業、家具類、タバコ、喫煙用品
	第2部	商標	皮革及びその製品、衣類、履き物、帽子、飲物、茶類、法律サービス業、通信・放送業、アルコール飲物
	第3部	商標	貴金属・宝石類・時計用具、肉類・魚類・家禽類、卵、牛乳、ベッドカバー
特許	第4部	機械	機械、建設、金属
	第5部	機械	機械
	第6部	化学	農水産食品環境、化学工学一般、化学物質
	第7部	化学	バイオ、薬品、繊維、医療技術、高分子
	第8部	電気	電気電子、コンピュータ、通信ネットワーク
	第9部	電気	電気電子、コンピュータシステム、半導体、ディスプレイ
	第10部	複合技術	共通技術、複合技術
商標・デザイン	第11部	商標・デザイン	事務用品及び販売用品、輸送・運搬機械、電気・電子及び通信機械器具、衣服、生活用品、運動競技用品

3. 2 特許無効審判制度の概要

(1) 趣旨

特許権に無効原因がある場合、何人も自由に実施することができる発明について特定の者に不当な権利を与え、産業の発達を妨げるなどの様々な弊害を発生させることがある。したがって、特許法は、特許権に無効原因がある権利を無効にすることができるようにすることで、欠陥のある権利の存続による弊害を防止する特許無効審判制度を設けている（特許法

第 133 条)²⁸。

(2) 特許無効審判の流れ

特許無効審判は、特許を無効にすることを請求の趣旨とする審判請求書が審判請求人から提出され、特許庁で受理されることにより開始される（特許法第 140 条第 1 項）。審判請求書が受理されると、審判官が指定され（特許法第 144 条第 1 項）、審判請求書の方式審査を経て（特許法第 141 条第 1 項）、当該審判請求書の副本が被請求人である特許権者に送付されるとともに、当該審判請求書に対する答弁書の提出の機会が被請求人に与えられる（特許法第 147 条第 1 項）。なお、答弁書が提出された場合、答弁書の副本は請求人に送達される（特許法第 147 条第 2 項）。

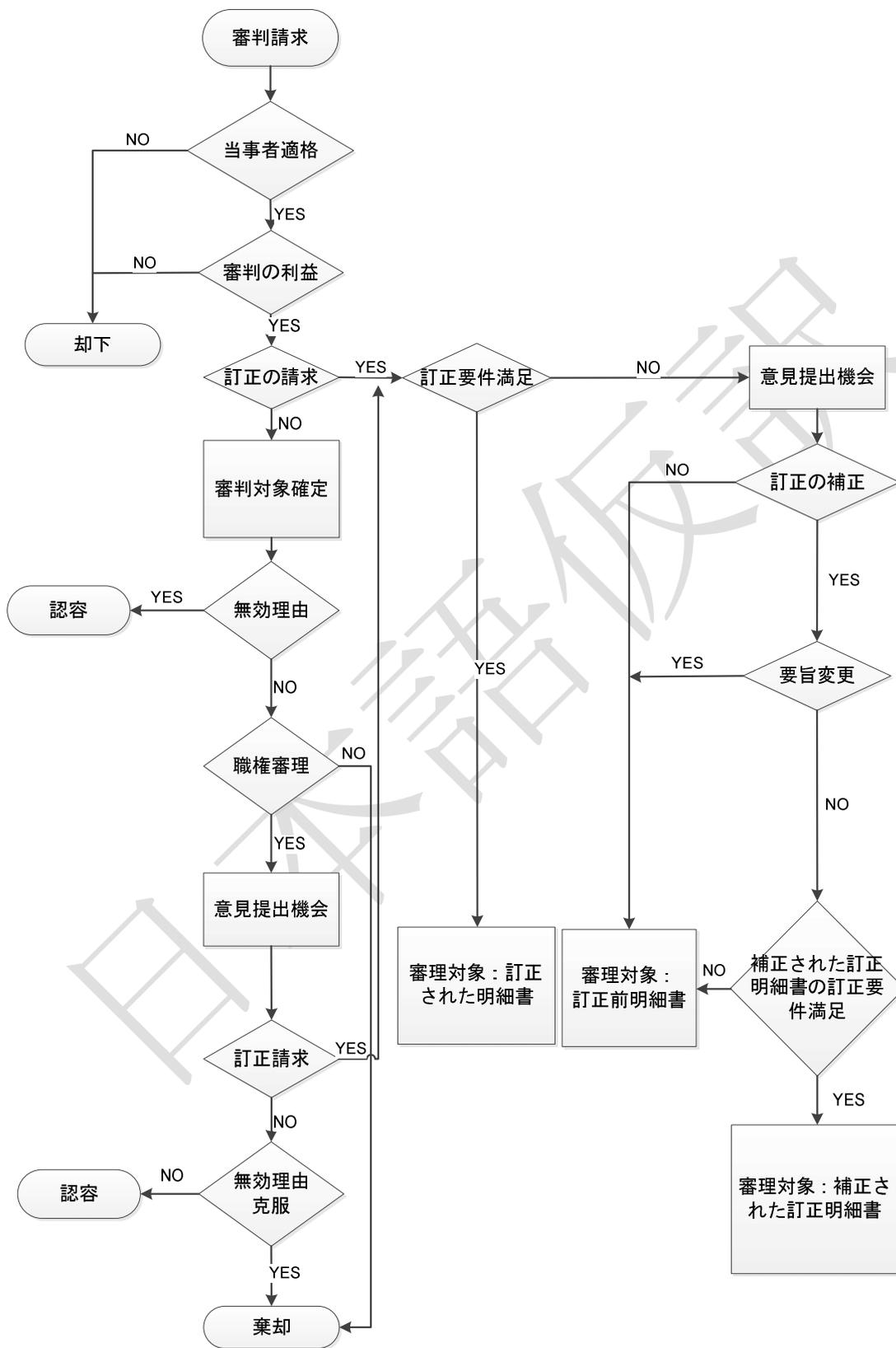
被請求人は、答弁書の提出期間に訂正の請求をすることができ（特許法第 133 条の 2 第 1 項）、答弁書が受理されると、その副本が請求人に送達され（特許法第 133 条の 2 第 3 項）、その訂正の許否について審理される。

審判請求書と答弁書により、当事者の主張がそれぞれ提出されると、それに基づいて審判請求人の請求の当否について審理する本案審理が行われる。特許無効審判の審理方式は、口頭審理又は書面審理とする（特許法第 154 条第 1 項前段）。ただし、当事者が口頭審理を申請した場合、書面審理だけで決定することができると認められる場合を除き、口頭審理をしなければならない（特許法第 154 条第 1 項後段）。

審判長は、事件が審決をするのに十分熟したと判断された場合、審理終結を当事者及び参加人に通知する（特許法第 162 条第 3 項）。しかし、審判長は、審理の終結の通知をした後でも、当事者若しくは参加人の申請又は職権により、審理を再開することができる（特許法第 162 条第 4 項）。

²⁸ 「審判便覧（第 11 版）第 16 編無効審判」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL：
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.others.BoardApp&board_id=others&p=9&pg=2&npp=10&catmenu=m04_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=14127&gubun=

図8 特許無効審判の流れ



(3) 特許無効審判の要件等

① 請求人

(ア) 2006年10月1日から2017年2月28日までに設定登録された特許の場合

特許権の設定登録があった日から登録公告後3か月以内は、冒認又は共同出願違反を無効理由とする場合を除いて、何人も特許無効審判を請求することができる(特許法第133条第1項ただし書き)。しかし、登録公告後3か月が経過したときは、利害関係人と審査官のみが請求人適格を有する(特許法第133条第1項)。

一方、自然人、法人及び法人でない社団又は財団として代表者又は管理人が定められている場合は、その社団又は財団の名で請求することができる(特許法第4条)。

同じ特許権について特許無効審判を請求する者が2人以上いる場合、その全員が共同で審判を請求することができる(特許法第139条)。

(イ) 2017年3月1日以降又は2006年9月30日以前に設定登録された特許の場合

利害関係人又は審査官のみが請求人適格を有する(旧特許法第133条第1項又は2017年3月1日に施行される新法の特許法第133条第1項)。利害関係を有しない者による請求は、不適法なものとして却下される。利害関係の判断基準時は審決時である。

② 特許無効審判の客体

特許無効審判の請求対象は、行政処分により登録された特許である(特許法第133条)。2以上の請求項がある場合は、請求項ごとに特許無効審判を請求することができる(特許法第133条第1項)。また、特許権が消滅した後でも特許無効審判を請求することができる(特許法第133条第2項)。

③ 無効理由

無効事由は、法律で定められたもの(特許法第133条第1項)に限定されるため、それ以外の理由による特許無効審判を請求することができない。

表 7 無効理由

特許法第 133 条第 1 項の号	無効理由
第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> - 外国人として特許に関する権利を享有することができない者に特許が付与された場合（特許法第 25 条） - 特許要件（産業上の利用可能性、新規性、進歩性、いわゆる拡大先願の地位）に違反した場合（特許法第 29 条） - 不特許対象発明の出願に特許が付与された場合（特許法第 32 条） - 先出願の規定（特許法第 36 条第 1 項から第 3 項）に違反した場合 - 明細書の詳細な説明の記載不備の場合（特許法第 42 条第 3 項第 1 号） - 特許請求の範囲の記載不備の場合（特許法第 42 条第 4 項）
第 2 号	無権利者（特許法第 33 条第 1 項本文）に特許が付与された場合又は共同出願要件違反（特許法第 44 条）
第 3 号	無権利者ではないが、特許を受けることができない者（特許法第 33 条第 1 項ただし書）に特許が付与された場合
第 4 号	後発的無効事由に該当する場合
第 5 号	条約に違反した場合
第 6 号	補正の範囲（特許法第 47 条第 2 項前段）を超えた補正である場合
第 7 号	特許法第 52 条第 1 項の規定による範囲外の分割出願である場合
第 8 号	特許法第 53 条第 1 項の規定による範囲外の変更出願である場合

なお、2006 年 9 月 30 日以前に出願された特許権の無効事由には、植物発明の特許要件を具備していない発明に特許が付与された場合（旧特許法第 31 条）がさらにあり、特許法第 133 条第 1 項第 7 号と同条同項第 8 号の理由（分割出願と変更出願規定違反）は含まれていない。

特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願による特許において i）国際出願日に提出した国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面（図面中の説明部分に限る。）及びその出願翻訳文に共に記載されている事項、又は ii）国際出願日に提出した国際特許出願の図面（図面中の説明部分を除く）に記載されている事項以外に、出願翻訳文に新しく追加された新規事項がある場合は、国際特許出願固有の無効事由として、特許無効審判を請求することができる（特許法第 213 条）。ただし、2014 年 6 月 11 日付特許法改正により特許法第 213 条が削除されたので、2015 年 1 月 1 日以降に出願された国際特許出願について国際特許出願固有の無効事由は適用されない。

特許無効審判における無効理由存否の判断は、当該特許に関する登録要件の判断時点（出願時）を基準とする。ただし、特許登録後に後発的無効事由（特許法第 133 条第 1 項第 4 号）に該当することを理由とする特許無効審判の場合には、当該事由の発生時を基準にして判断する。

④ 請求時期

特許権の設定登録後であれば、特許権が消滅した後でも、特許無効審判を請求することができる（特許法第 133 条第 2 項）。ただし、審決により特許が無効にされた場合は、その限りでない。その場合でも、特例として、特許権が後発的無効事由（特許法第 133 条第 1 項第 4 号）により無効になった場合のみ、以前のものについては請求することができる。

例えば、特許権は、存続期間の満了（特許法第 88 条）、相続人がいない場合（特許法第 124 条）、放棄（特許法第 120 条）、特許料不納（特許法第 81 条第 3 項）、無効（特許法 133 条第 3 項）により消滅する。

⑤ 特許無効審判にかかる手続

請求人は、特許法第 140 条第 1 項に定める方式要件、つまり、「当事者の氏名及び住所」（第 140 条第 1 項第 1 号）、「代理人がいる場合、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地」（同条同項第 2 号）、「審判事件の表示」（同条同項第 3 号）、及び「請求の趣旨及びその理由」（同条同項第 4 号）を記載した審判請求書を提出しなければならない。「請求の趣旨」は、請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、請求の対象特許が特定されているもので、通常は「『特許登録第〇〇号の特許請求の範囲第〇項、第〇項の登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。』との審決を求める。」という旨が表示される。

「請求の理由」には、請求の趣旨に対応して、法律に規定されている無効の原因と事実を記載する。通常は、事件の概要、経緯の説明、利害関係についての記載、無効事由となる条項などがその主な記載対象である。請求の理由の補正は、請求の趣旨の補正とは異なり、その要旨を変更することも可能である（特許法第 140 条第 2 項第 2 号）。

特許無効審判の請求書が特許法第 140 条第 1 項の規定に違反している場合は、補正を命じて（特許法第 141 条第 1 項）、これに応じない場合には、決定として、その特許無効審判の請求を却下する（特許法 141 条第 2 項）。決定却下は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない（特許法第 141 条第 3 項）。

方式審査の結果、審判請求書の方式等（特許法第 140 条第 1 項）に違反しない場合であっても、不適法な請求として、その補正をすることができない場合は、審決として特許無効審判

の請求を却下することができる（特許法第 142 条）。

（例）特許無効審判請求の対象となった特許請求の範囲のパラグラフが訂正によって削除された場合

訂正の請求等により請求項の数に変動があり、これに対応して、特許無効審判の請求人が特許無効審判の請求の趣旨を変更しても、つまり無効対象の請求項に変更があっても、これは審判請求書の要旨の変更にはならない。ただし、この場合、特許無効審判の請求人は請求の趣旨を補正しなければならない。

（４） 審決の効果について

特許を無効とする審決が確定した場合、その特許権は、初めからなかったものとみなされる（特許法第 133 条第 3 項）。特許された後に発生した後発的無効理由（特許法 133 条第 1 項第 4 号）により、その特許を無効とする審決が確定した場合、特許権は、同号に該当することになった時点からなかったものとみなされる（特許法第 133 条第 3 項ただし書）。

特許の一部無効の審決が確定した場合、当該一部の発明に関する特許のみが無効になる（特許法第 133 条第 1 項）。

特許無効審判の審決が確定した場合、何人も同じ事実と同一の証拠によって、その特許について特許無効審判を請求することができない（特許法第 163 条）。

特許無効審判における訂正請求による訂正が認められる旨の特許無効審判の審決が確定した場合、訂正された明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がされたものとみなされる（特許法第 133 の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 8 項²⁹）。また、訂正前の明細書又は図面に対してなされた審決又は判決は再審の対象となる。

3. 3 訂正の請求について

（１） 請求の主体と時期

特許無効審判では、被請求人である特許権者は、特許無効審判の手続中における特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる（特許法 133 の 2 条第 1 項）。ただし、特許について専用実施権者、通常実施権者又は質権者がいる場合は、それらの同意を得て訂正の請求をすることができる（特許法第 133 の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 7 項³⁰）。

訂正請求は次の時期にすることができる（特許法 133 の 2 条第 1 項）。

- ① 特許無効審判の請求書の副本の送達による答弁書の提出期間（特許法第 147 条第 1 項）
- ② 職権によりなされた特許無効理由の通知に対する意見書提出期間（特許法第 159 条第 1 項後段）

²⁹ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 10 項となる。

³⁰ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 8 項となる。

③ 審判長が特許法第 147 条第 1 項の規定に基づいて指定された期間後も請求人が証拠書類を提出することにより訂正の請求を許容する必要があると認める場合³¹に、定められた期間（特許法制 133 の 2 条第 1 項後段）。ここで、当該証拠は記載不備主張のように、無効原因に対して客観的・論理的に裏付けされる主張まで含まれる。

（２）訂正の請求の対象

訂正の請求の対象は、願書に添付した明細書又は図面である（第 133 条の 2 第 1 項）。

（３）訂正の目的

訂正の目的は、下記の目的に限定されている（特許法第 133 条の 2 第 1 項）。

- ① 特許請求の範囲の減縮（特許法第 136 条第 1 項第 1 号）
- ② 誤記の訂正（特許法第 136 条第 1 項第 2 号）
- ③ 明瞭でない記載の釈明（特許法第 136 条第 1 項第 3 号）

（４）訂正が認められる要件

訂正が認められるための要件は以下のとおりである。

- ① 訂正の目的が特許法第 136 条第 1 項各号に該当するものであること。
- ② 新規事項を追加する訂正でないこと（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 2 項³²）。
- ③ 実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでないこと（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 3 項³³）。
- ④ 訂正後の特許請求の範囲に記載されている発明が、独立特許要件を満たすものであること（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する第 136 条第 4 項³⁴）。ただし、特許無効審判の請求がされている請求項は除く（特許法第 133 条の 2 第 5 項³⁵）。

（５）訂正の請求の手続

訂正の請求は訂正請求書の提出により行われ（特許法第 133 条の 2 第 1 項）、まず方式審査が行われる。訂正の請求する者は特許法施行規則別紙第 32 条の書式により作成した訂正請求書を提出しなければならない（特許法施行規則第 57 条第 2 項）。訂正請求書には、訂正した明細書又は図面を添付しなければならない（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する特許法第 140 条第 5 項）。一方、明細書又は図面を訂正する場合は、訂正した明細書及び図面の

³¹ 2017 年 3 月に施行される新法では「請求人が証拠を提出するか、新たな無効事由を主張することにより訂正の請求を許容する必要があると認める場合」と改正された。

³² 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 3 項となる。

³³ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 4 項となる。

³⁴ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 5 項となる。

³⁵ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 133 条の 2 第 6 項となる。

全文を添付しなければならない（特許法施行規則別紙第 32 号書式の記載要領 6 参照）。

訂正請求書が審判長に受理されると方式審査が行われ、審判長は、訂正請求が方式等に違反する場合は、補正可能なものについては補正をするよう命じなければならない（特許法第 141 条第 1 項）。これに対して、必要な補正をしていないか、又は上記の違反が補正することができないものである場合は、当該訂正請求を審理せず、審決の理由で当該訂正請求書を採択していない旨について言及する。

方式審査後、訂正要件を満たすか否かについて審理されるが、訂正の請求が特許法第 136 条第 1 項各号、同条第 2 項、同条第 3 項及び同条第 4 項の規定を違反する場合は、特許無効審判の被請求人（特許権者）に訂正拒絶理由を通知し、意見書を提出する機会を与える（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する特許法第 136 条第 5 項³⁶）。このとき特許無効審判の被請求人は、訂正の請求において訂正請求書に添付された訂正明細書又は訂正図面について補正することができる。訂正の請求が適法なものである場合は、当該訂正請求書に添付された訂正明細書又は図面により無効理由があるかを審理する。

被請求人の訂正の請求が訂正の要件を満たしていないという明確な理由がない限り、当該訂正請求書の副本を特許無効審判請求人に送達し、意見提出の機会を与える。特許無効審判請求人が意見書を通じて訂正の請求が不適法であると主張し、当該審判請求人の主張を採用する場合には、訂正拒絶理由（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する特許法 136 条第 5 項）を通知して特許権者に訂正請求の補正の機会を付与し、当該審判請求人の主張を排斥して訂正を認める場合には、審決文の理由にてその事項を記載する。

訂正請求書は要旨を変更しない範囲内で補正をすることができる。訂正拒絶理由通知に基づく意見書提出期間内に補正することができる（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する特許法 136 条第 5 項）。

同じ特許無効審判の係属中に訂正の請求が複数回ある場合は、最後の訂正請求の前に行われた訂正の請求は取り下げられたものとみなす（特許法第 133 条の 2 第 2 項）。

（6）訂正の効果

訂正の請求による訂正を認めるという旨の特許無効審判の審決が確定した場合、訂正された明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がされたものとみなされる（特許法第 133 条の 2 第 4 項で準用する特許法第 136 条第 8 項）。さらに、当該訂正の許否判断には一事不再理（特許法第 163 条）が適用される。

³⁶ 2017 年 3 月に施行される新法では、特許法第 136 条第 6 項となる。

3. 4 口頭審理について

審判は、口頭審理又は書面審理とする（特許法第 154 条）。審判の審理は、行政の一環として、手続の簡易性と迅速性を強く要求し、さらに審判を特許審判院だけで行うため、書面審理を原則としている。ただし、書面審理のみによっては、両当事者の主張を把握するのが難しい場合や、当事者の申請がある場合は、口頭審理をする。

口頭審理は、一般的に、当事者が申請した事件のうち、審判長が必要と認める事件について行われる。口頭審理は、両当事者の口頭攻防を通じた争点の整理に意義があるため、一般的に、当事者系事件で開催される。審判事務取扱規程第 39 条の 2 は、特に①当事者又は当事者双方が口頭審理を申請した事件、②当事者双方が代理人がない事件、③侵害訴訟が係属中の事件のうち釈明権の行使のために必要であると認める事件については、原則として口頭審理を開催するように規定している。ただし、この場合でも、審判長が書面審理だけで決定できると判断した場合は、口頭審理を開催しないことができる。

民事訴訟における判決は、弁論主義に基づいて必要的に弁論を経なければならず（民事訴訟法第 134 条）、口頭審理主義を原則として、裁判官の面前で法律の規定に基づいて、一定の手続の下で行われた口頭弁論だけが判決の基礎となるが（民事訴訟法第 204 条）、特許審判院の審理は、口頭審理による主張だけでなく、書面で提出された主張もすべて有効な陳述として認められるので、特許審判院の口頭審理は論争の認定よりも、証拠調査、争点事項に関する尋問と整理、複雑な技術の迅速な理解などにその意義がある。

（1）全体の流れ

口頭審理を申請しようとする審判の当事者は、審判事件申請書（口頭審理のマニュアル別紙 1-1 書式）を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない（特許法施行規則第 65 条第 1 項）。

審判長は、当事者の申請又は職権により口頭審理の開催を判断する。当事者の口頭審理の申請がある場合にも、審判長は、書面審理だけで決定できると認められる場合には、口頭審理をしないことができる。この場合には、前記審判事件申請書を受け付けた日又は答弁書の提出期間の満了日のうち、いずれか遅い日から 15 日以内に口頭審理を申請した当事者に書面審理だけで決定するということを通知しなければならない。当事者の申請により口頭審理を行う場合には、前記審判事件申請書を受け付けた日又は答弁書の提出期間の満了日のうち、いずれか遅い日から 15 日以内に当事者に口頭審理を行うことを通知しなければならない。

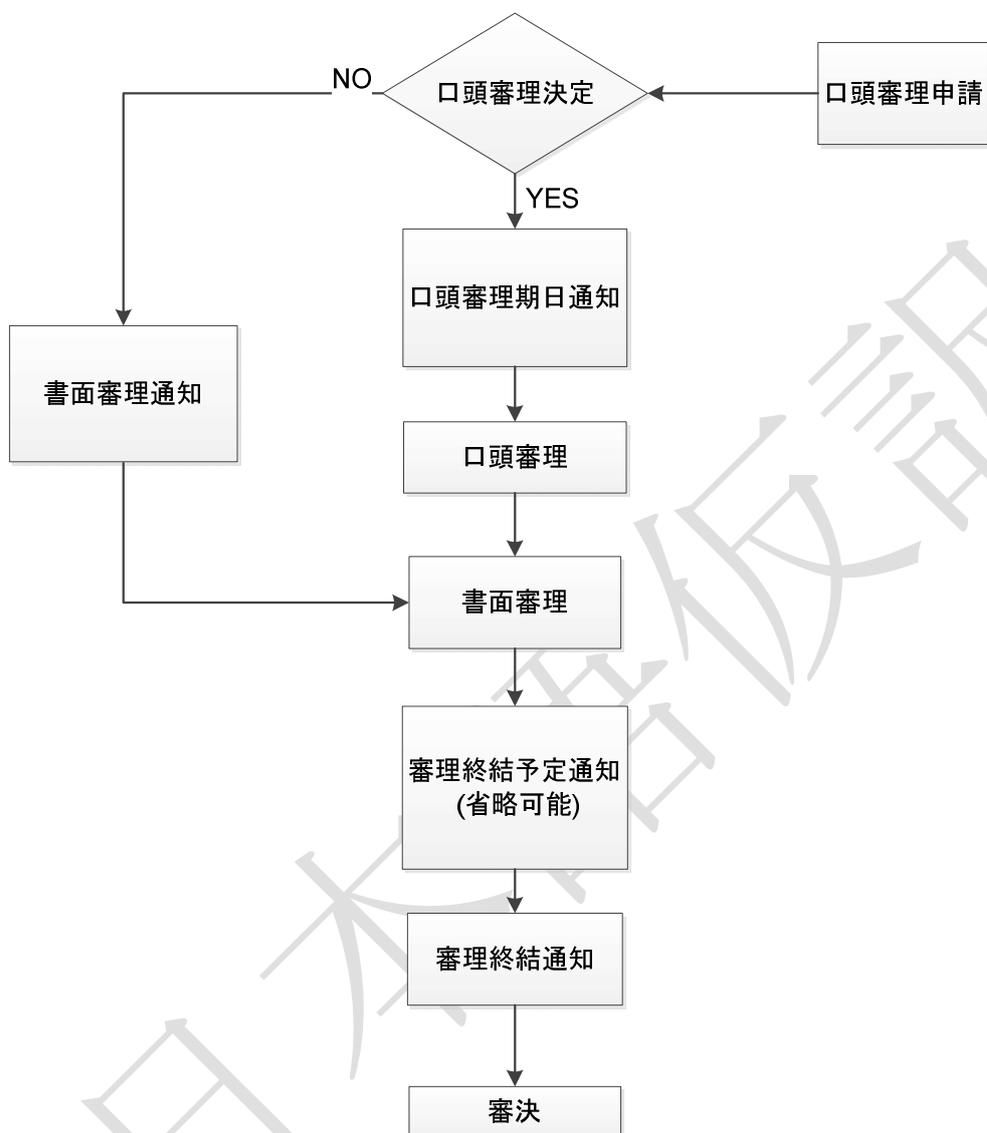
口頭審理を開催する場合、審判長は、口頭審理の期日及び場所を定め、その旨を記載した口頭審理期日指定通知書を当事者及び参加人に送達しなければならない（特許法第 154 条第 4 項）。口頭審理期日指定通知書は、特別な場合を除き、口頭審理の期日の 3 週間前に発送する。審判長は、当事者が口頭審理をする内容を整理した口頭審理陳述要旨書を口頭審理の期日の 1 週間前までに提出するようにする。

審判長は、口頭審理で争点になる尋問事項があると予想される場合、当事者に口頭審理の争点尋問書（口頭審理マニュアル別紙 1-4 書式）を通知することができる（審判事務取扱規程第 40 条第 2 項）。

口頭審理では、当事者の陳述、審判長による尋問、証人尋問などが行われて、書類の提出期日と審理終結の時期を予告する。

口頭審理期日が終結されると、口頭審理に参加した審判事務官は、審理の要旨及びその他必要な事項を記載した口頭審理調書（口頭審理マニュアル別紙 1-9 書式）を作成する（特許法第 154 条第 5 項）。

図9 口頭審理の流れ³⁷



(2) 口頭審理の内容

口頭審理は、請求人の請求趣旨及び理由陳述、被請求人の回答趣旨及び理由陳述、両当事者の攻撃と防御、審判部の審問、証人尋問が主な内容である。

(3) 調書

口頭審理調書は、口頭審理期日における審理手続の経過や内容を明確にするとともに、これについて確実な証明文書を残すことを目的として作成される。これによって、審判手続の進

³⁷ 「口頭審理マニュアル (2015)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.others.BoardApp&board_id=others&c p=2&pg=1&npp=10&catmenu=m04_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=15771&gubun=

行を明らかに手続の安定性・明確性を期するとともに、上級審で審決の当否を判断するのに資することになる。調書が無効でない限り、口頭審理の方式に関する規定が守られたということは、調書の記載によつてのみ証明することができ（民事訴訟法第158条）、調書に記載があればその事実はあると認められるし、調書に記載がなければその事実は存在しないことになる。

3. 5 特許無効審判から裁判への流れ

(1) 意義

特許審判院の審決に対して不服がある場合、特許法院に審決の取消訴訟を提起することができる（特許法第186条第1項）。

(2) 当事者

原告は、審決を受けた者とその者の承継人、参加人又は参加が拒否された者である（特許法第186条第2項）。

被告は、審判請求人又は被審判請求人である（特許法第187条）。

(3) 提訴期間

訴えの提起は、審決の謄本の送達を受けた日から30日以内にしなければならない、この期間は不変期間である（特許法第186条第3項及び同条第4項）。

「審決に対する訴え」の提訴期間と上告期間の計算には、「期間の末日が土曜日又は祝日に該当した場合、期間は、その翌日に満了する」と規定する民法第161条が適用される（最高裁判所2014年2月13日宣告2013フ1573判決参照）。特に、民法第161条によれば、労働者の日は「土曜日又は祝日」に該当しないし、労働者の日にも提訴期間が満了するので注意しなければならない。

書類提出の効力発生時期と関連して郵便で特許審判院に書類を提出する場合は、郵便物の通信日附印で示されている日に到達したものとみなされる（特許法第28条第2項）が、特許法院に提出する書類には、例外なく到達注意が適用される。

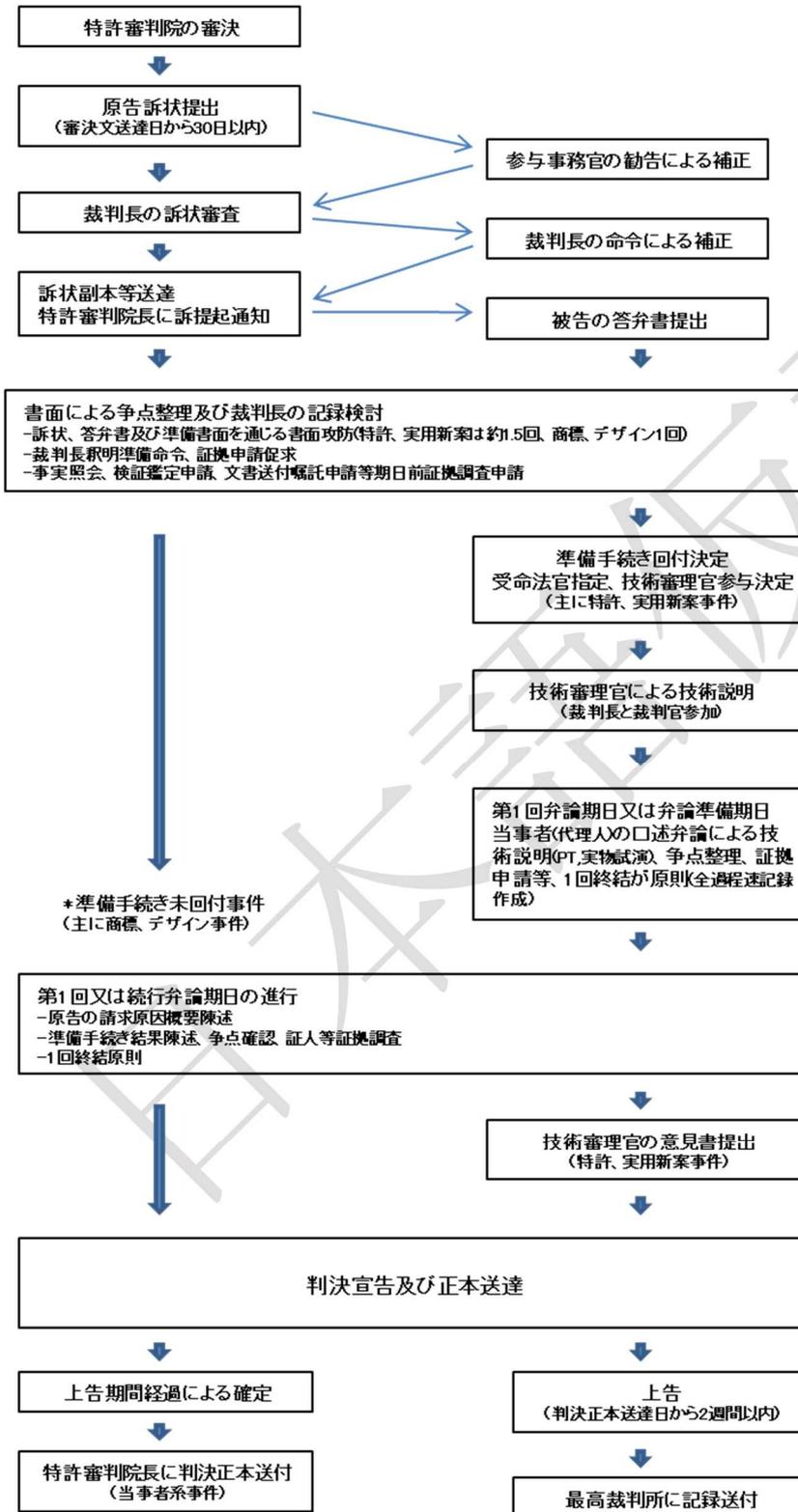
(4) 判決

特許法院は、審理の結果、請求に理由があると認められた場合、判決として、その審決を取り消さなければならない（特許法第189条第1項）。

また、特許法院は、請求の理由がないと認められた場合、その請求を棄却する。審決の取消判決が確定した場合、審判官は再び審理をして審決又は決定をしなければならない（特許法第189条第2項）。

判決における取消の基礎となった理由は、その事件について特許審判院を拘束する（特許法第189条第3項）。

図 10 訴訟の流れ³⁸



³⁸ 出典: http://help.scourt.go.kr/nm/min_5/min_5_2/index.html